

吉富町国民保護計画

平成 1 9 年 2 月

吉 富 町

目 次

第1編	総 論	1
第1章	町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2	町国民保護計画の構成	1
3	用語の意義	2
4	町国民保護計画の見直し、変更手続	4
5	吉富町地域防災計画等との関係	4
第2章	国民保護措置に関する基本方針	5
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	7
第4章	町の地理的、社会的特徴	11
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	15
1	武力攻撃事態	15
2	緊急処理事態	17
第2編	平素からの備えや予防	19
第1章	組織・体制の整備等	19
第1	町における組織・体制の整備	19
1	町の各部課室における平素の業務	19
2	町職員の参集基準等	20
3	消防機関の体制	22
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	22
第2	関係機関との連携体制の整備	23
1	基本的考え方	23
2	県との連携	23
3	近接市町村・消防本部との連携	24
4	指定公共機関等との連携	25
5	ボランティア団体等に対する支援	25
第3	通信の確保	25
第4	情報収集・提供等の体制整備	26
1	基本的考え方	26
2	警報等の伝達に必要な準備	27
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	30
第5	研修及び訓練	31
1	研修	31
2	訓練	31

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33
1	避難に関する基本的事項	33
2	避難実施要領のパターンの作成	34
3	救援に関する基本的事項	35
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	35
5	避難施設の指定への協力	35
6	生活関連等施設の把握等	36
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	37
1	町における備蓄	37
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	37
第4章	国民保護に関する啓発	38
1	国民保護措置に関する啓発	38
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	39
第3編	武力攻撃事態等への対処	40
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	40
1	事態認定前における国民保護対策準備室（仮称）等の設置及び初動措置	40
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	42
第2章	町対策本部の設置等	42
1	町対策本部の設置	42
2	通信の確保	49
第3章	関係機関相互の連携	50
1	国・県の対策本部との連携	50
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	50
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	51
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	51
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	52
6	町の行う応援等	52
7	ボランティア団体等に対する支援等	52
8	住民への協力要請	53
第4章	警報及び避難の指示等	54
第1	警報の内容の伝達等	54
1	警報の内容の伝達等	54
2	警報の内容の伝達方法	55
3	緊急通報の伝達及び通知	56
第2	避難住民の誘導等	57
1	避難の指示の通知・伝達	57
2	避難実施要領の策定	57
3	避難住民の誘導	60
4	避難の方法の基本的考え方	63

5	想定される避難の形態と町による避難の誘導	65
第5章	救援	68
1	救援の実施	68
2	関係機関との連携	68
3	救援の内容	69
第6章	安否情報の収集・提供	70
1	安否情報の収集	70
2	県に対する報告	71
3	安否情報の照会に対する回答	71
4	日本赤十字社に対する協力	72
第7章	武力攻撃災害への対処	73
第1	武力攻撃災害への対処	73
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	73
2	武力攻撃災害の兆候の通報	73
第2	応急措置等	74
1	退避の指示	74
2	警戒区域の設定	75
3	応急公用負担等	76
4	消防に関する措置等	77
第3	生活関連等施設における災害への対処等	79
1	生活関連等施設の安全確保	79
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	79
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	81
1	武力攻撃原子力災害への対処	81
2	NBC攻撃による災害への対処	82
第8章	被災情報の収集及び報告	85
第9章	保健衛生の確保その他の措置	86
1	保健衛生の確保	86
2	廃棄物の処理	87
第10章	国民生活の安定に関する措置	88
1	生活関連物資等の価格安定	88
2	避難住民等の生活安定等	88
3	生活基盤等の確保	88
第11章	特殊標章等の交付及び管理	89
第4編	復旧等	91
第1章	応急の復旧	91
1	基本的考え方	91
2	公共的施設の応急の復旧	91
第2章	武力攻撃災害の復旧	92

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	92
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	92
2 損失補償及び損害補償	93
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	93
第5編 緊急対処事態への対処	94
1 緊急対処事態	94
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	94
対応事例編	95
1 弾道ミサイル攻撃への対応事例	95
2 列車等の爆破への対応事例	101
資料編	107
1 関係機関の連絡窓口	107
(1) 国の関係出先機関（指定地方公共機関、自衛隊等）	107
(2) 県の関係機関	108
(3) 関係指定公共機関	108
(4) 指定地方公共機関	111
(5) 関係報道機関	113
(6) 近隣市町村及び消防本部	114
(7) 町内関係機関	114
2 関係医療機関	116
3 安否情報省令	117
4 火災・災害等即報要領	124
5 武力攻撃災害等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の 程度及び方法の基準	140
6 避難実施要領のパターンの例示	145

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

吉富町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び福岡県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第3編	武力攻撃事態等への対処
第4編	復旧等
第5編	緊急処理事態への対処
対応事例編	
資料編	

3 用語の意義

この計画における主な用語の意義は次のとおりとする。

【武力攻撃関連】

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
NBC攻撃	武力攻撃のうち、核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質または放射線による被害をいう。

【避難、救援関連】

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。

災害時要援護者	必要な情報の収集や、安全な場所への避難など災害時の行動についてハンディを抱えている人々をいい、寝たきり等の高齢者、障害者（児）、乳幼児などを指す。
---------	---

【関係機関、施設関連】

用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。））並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
緊急消防援助隊	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。

生活関連等施設	国民保護法第 102 条第 1 項に規定する生活関連等施設（発電所、ガスホルダー等）をいう。
---------	--

4 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

5 吉富町地域防災計画等との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「吉富町地域防災計画」等に準じて対応する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

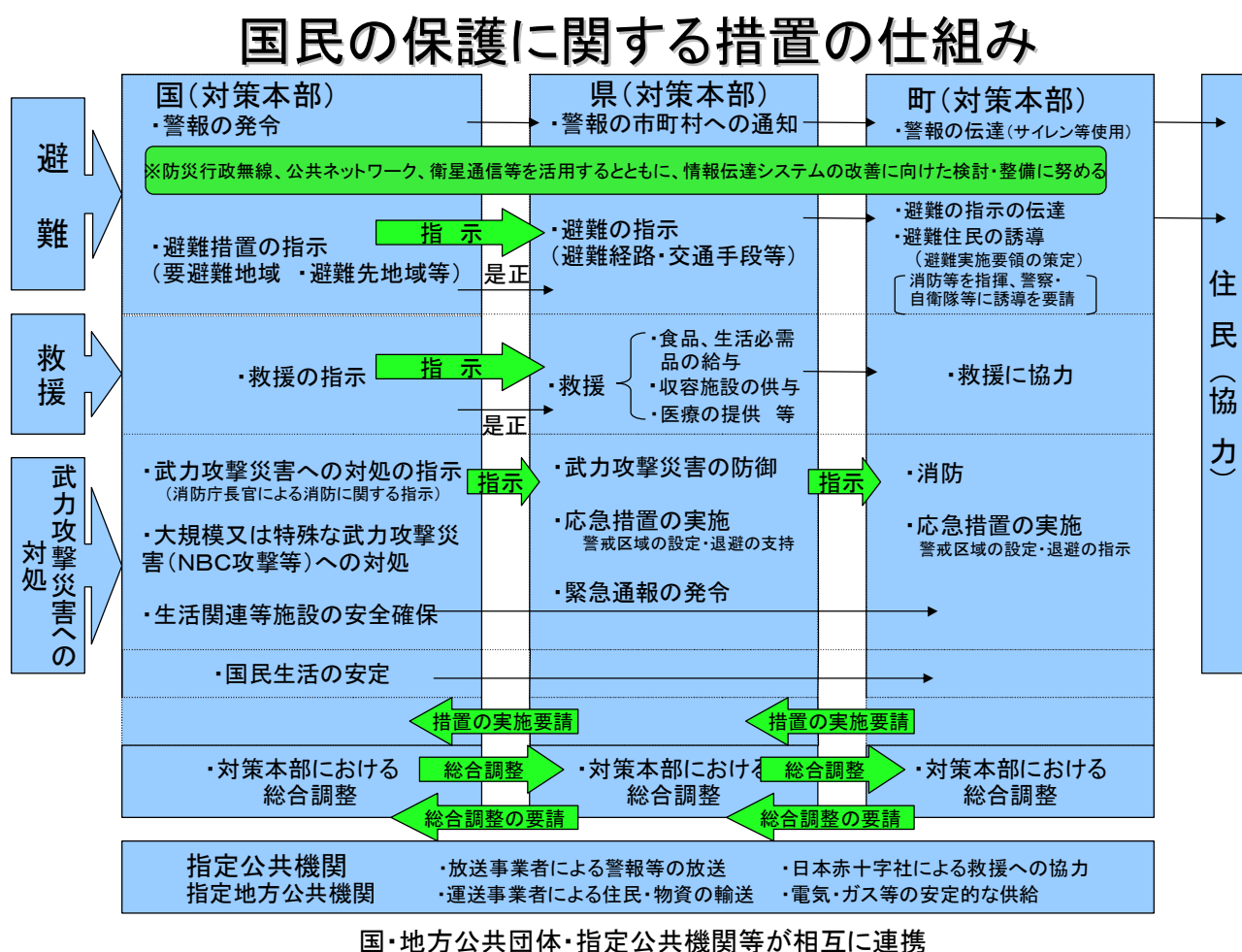
(9) 外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、町は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、国民保護措置の適用の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】



国民保護措置について、町、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

なお、関係機関の連絡先（担当部署、所在地等）は、資料編（関係機関の連絡窓口）に記載する。

【町】

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【消防機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
消 防 機 関	1 警報・避難指示の伝達、避難住民の誘導 2 消防（消火、救急、救助等）、退避の指示、警戒区域の設定、その他の武力攻撃災害への対処

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
福岡防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
門司税関	1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
福岡労働局	1 被災者の雇用対策
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物の安全
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局福岡空港事務	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者	1 水の安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路、港	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 町の地理的、社会的特徴

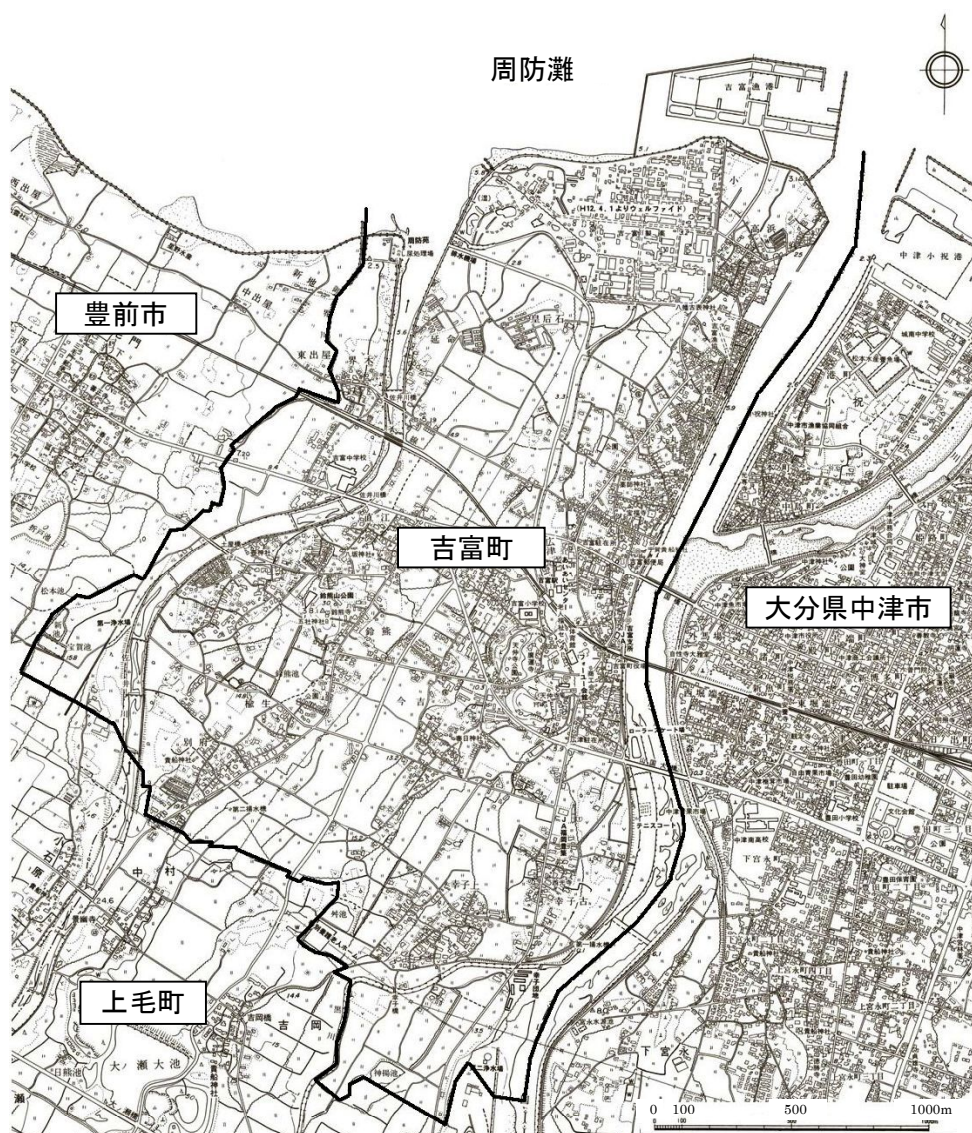
町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

吉富町は、福岡県の最東端、東経131度10分、北緯33度36分に位置し、東は山国川を境に大分県中津市、西は海岸に沿い豊前市、南は上毛町に接し、北は波静かな周防灘に面している。

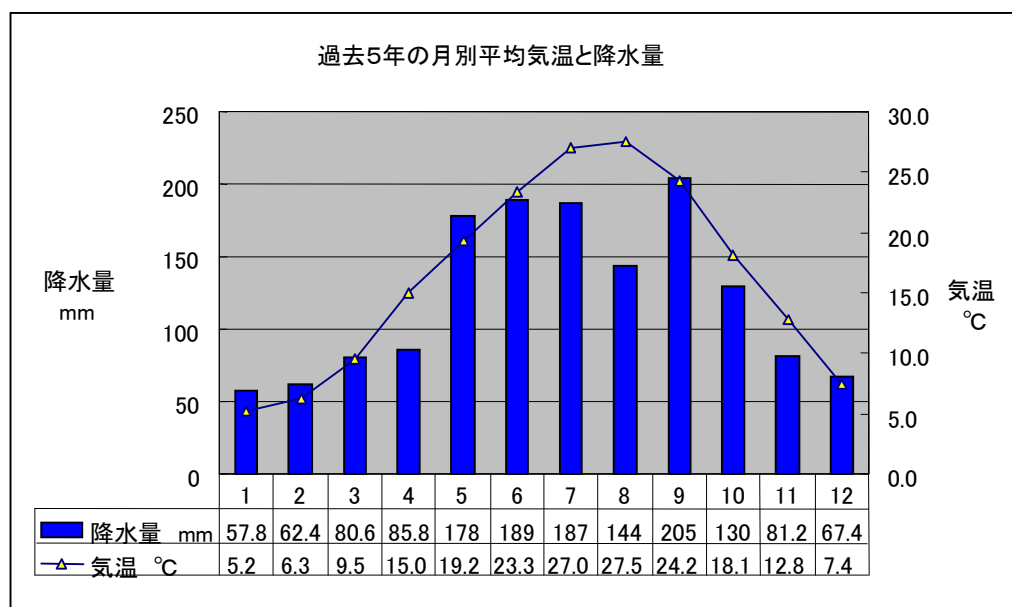
地勢は西より北ないし北東にむけてゆるやかに傾斜(標高1.5m～18.0m程度)をしており、小丘陵が点在するほかは概ね平坦な土地である。

町域は山国川と佐井川に挟まれた東西1.8km、南北4kmのほぼ台形の地形であり、面積は沖縄県を除く九州の市町村の中でも最も狭い5.68km²である。



(2) 気候

本町は、気候は日本海型気候区と内海型気候区で中間型気候であり、1年を通じて九州でいちばん雨量の少ない気候で、年間降水量は1,400mmないし1,600mmでこの点では、瀬戸内海型気候に区分されることが多い。町内の平均気温は15℃～16℃で冬あたたかく、夏は涼しい気候である。



(気象庁「中津」のアメダスのデータを引用)

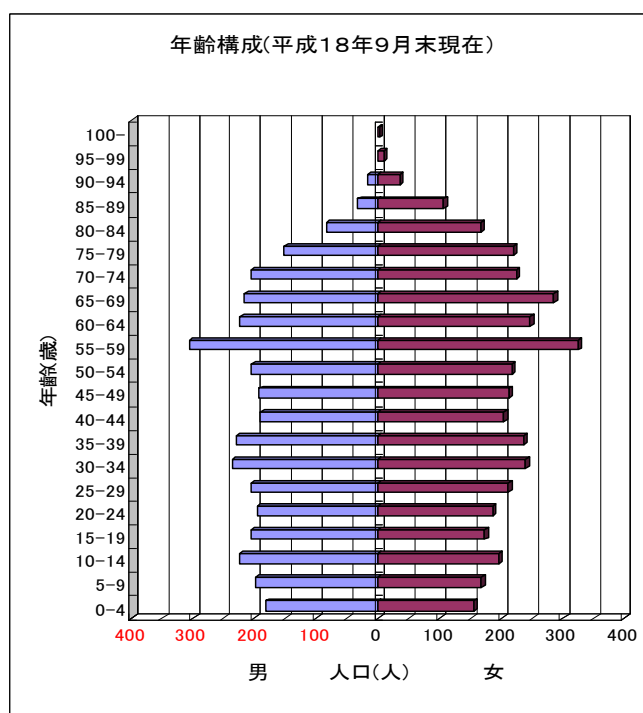
(3) 人口分布

人口は、町の平坦な地形もあり、町全域に平均的に分布しているが、近年南部の今吉、別府地区の田園地帯の住宅化が進み、人口は町南部が特に増加傾向にある。また、アパートなどの集合住宅が全体的に増加傾向にある。

(表は住民基本台帳人口)

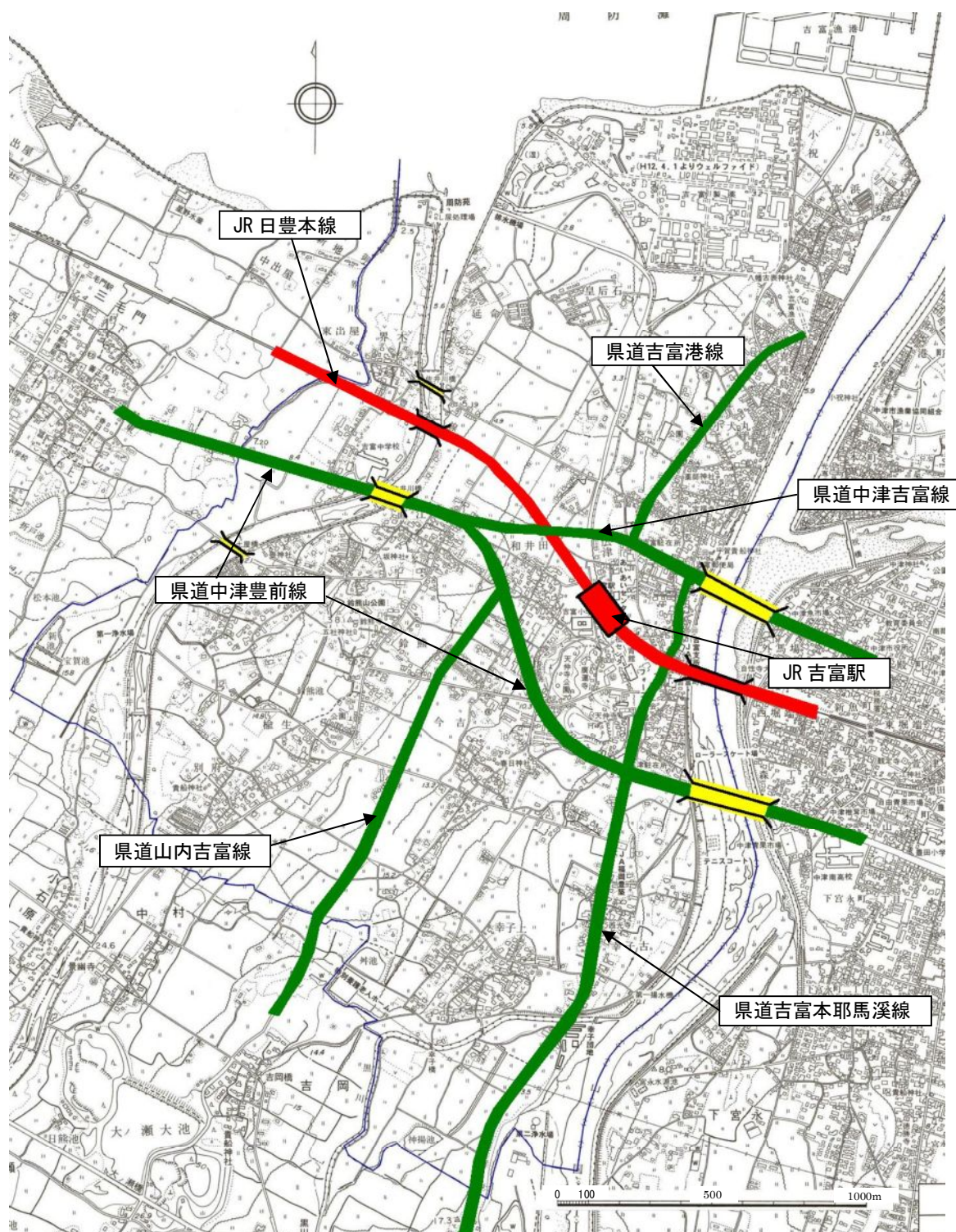
地区別人口(平成18年9月末現在)

地区	世帯数	人口
幸子上	153	404
幸子古	139	376
幸子団地	48	145
別府	182	464
楡生	70	188
鈴熊	74	201
今吉上	142	420
今吉下	130	349
土屋	175	478
直江	246	581
界木	132	382
和井田	212	529
広津上	175	406
広津下	73	170
昭和	125	311
小犬丸上	138	330
小犬丸下	152	457
喜連島上	154	379
喜連島下	149	388
高浜	137	368
合計	2806	7326



(4) 道路の位置等

本町の道路体系は、大分県中津市及び本県豊前市に繋がっている県道中津豊前線（旧国道１０号）と直江交差点から分岐した県道中津吉富線が町のほぼ中心を東西に横断し、町を起点に上毛町方面に延びる県道吉富本耶馬溪線と山内吉富線、吉富港線の３本の県道が南北に走っている。町道はほぼ町の全体を網羅しているが、幅員の狭い道路を中心とした網構成となっている。



(5) 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、ＪＲ九州の日豊本線が東西に町を横断しており、駅はＪＲ吉富駅１駅が存在し、１日平均約７００人が利用する。港湾は、本町では吉富漁港が整備されており、隣接する大分県中津市には、重要港湾である中津港が存在する。空港は新北九州空港が車で約１時間の位置にある。

(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、航空自衛隊築城基地が、近隣の築上町に所在し、車で約３０分程度、距離にして２０ｋｍ程度である。

(7) その他

その他、石油コンビナートや原子力発電所は近隣には存在しないが、隣接する豊前市に九州電力豊前発電所（火力発電）がある。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下の事態を対象とする。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

この類型ごとの事態の特徴とそれについての留意点は以下のとおりである。

① 着上陸侵攻

ア 特徴

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、国が敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難の指示を行うことも予想される。

船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部一帯が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な福岡・新北九州空港周辺の地域が目標となる可能性が高いと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機などによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

侵攻に伴い、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

本町は当初の侵攻目標となりやすい沿岸部にあり、住民の避難に当たっては、混乱の防止に留意しつつ、内陸部と比較して先行的な避難が必要となると考えられる。

避難に当たっては、沿岸部からの影響が及ばない山間部、県の南部、九州の南部又は本州方面への避難が必要となる。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 特徴

警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、県庁等の都市部の政治経済の中核施設、マスコミ等の情報関

連施設、港湾、空港、鉄道、発電所などの生活関連等施設、主要橋りょう、主要道路及びトンネル等の交通関連施設、大規模集客施設に加え陸上・航空自衛隊施設などに対する注意が必要である。

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、石油コンビナートなどが攻撃された場合には、爆発、流出等により被害の範囲が拡大するおそれがある。

イ 留意点

本町では、特に生活関連等施設、鉄道、道路、橋りょう等の破壊に対して注意が必要となると考えられる。

危害が及ぶ範囲は限定されることから、危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、町と県、県警察、海上保安庁、消防及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、近隣の堅ろうな建築物等に退避させるなど一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難場所に移動させる等適切な対応を行う。

また、事態の状況により、知事の緊急通報の発令、町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

③ 弾道ミサイル攻撃

ア 特徴

国が発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や建物の地下等への避難や、着弾した際は速やかな消火活動等により、損害の拡大を防止する必要がある。

④ 航空攻撃

ア 特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ国がその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、福岡市、北九州市などの都市部が主要な目標となることも想定され、そうなれば大規模な被害が発生することとなる。また、生活関連等施設や陸上・航空自衛隊施設が目標となることもあり得る。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、努めて早い段階で建物の地下や屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設における武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている以下の事態を対象とする。

なお、これらの事態は、複合して起こることも考えられる。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・危険物積載船への攻撃
- ・放射性物質取扱施設等の破壊
- ・ダムの破壊

イ 被害の概要

- ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- ・危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害
危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
- ・放射性物質取扱施設等が攻撃を受けた場合の主な被害
放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
飲食物が汚染された場合、それを摂取した住民が被ばくする。
- ・ダムが破壊された場合の主な被害
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

ウ 留意点

本町では、所在する危険物取扱い施設等で事態が発生した場合において、被害が広範囲に渡って拡大することも想定した退避等が必要となる。

攻撃により拡散等をした危険物の種類により、二次被害の防止を図るなど多様な対応が必要となる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・列車等の爆破

イ 被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

ウ 留意点

短時間に多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- ・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散
- ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

- ・放射性物質等

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾の特徴については、基本指針に示されている核兵器の特徴と同様である。

- ・生物剤（毒素を含む）による攻撃。

生物剤の特徴については、基本指針に示されている生物兵器の特徴と同様である。

毒素の特徴については、基本指針に示されている化学兵器の特徴と類似している。

- ・化学剤による攻撃

化学剤の特徴については、基本指針に示されている化学兵器の特徴と同様である。

ウ 留意点

二次災害の発生を防止するため立ち入り禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。

消防機関及び県警察による対応では不十分であることが想定されるため、事態発生後速やかに自衛隊への協力要請を検討する必要がある。

原因物質を特定するための関係機関の連携体制を確立する必要がある。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

イ 被害の概要

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ 留意点

多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課室における平素の業務

町の各課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。国民保護に関する業務の総括、各課室間の調整、企画立案等については、総務課国民保護担当責任者が行う。

【町の各課室における平素の業務】

部局名	平素の業務
総務課 企画財政課	・ 国民保護協議会の運営に関すること ・ 町国民保護対策本部に関すること ・ 避難実施要領に関すること ・ 住民の避難誘導に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 国民保護措置についての研修及び訓練に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること ・ 警報、避難の指示、緊急通報等の伝達体制の整備に関すること ・ 非常通信体制の整備に関すること ・ 広報・啓発に関すること ・ 国、県、近隣自治体その他関係機関との連絡調整に関すること ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること ・ 避難施設の運営体制の整備に関すること
健康福祉課	・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・ 医療機関との連携体制の整備に関すること ・ ボランティア団体との連携体制の整備に関すること
住民課	・ 廃棄物処理に関すること

産業経済課	・農業・漁業・商工関係各種団体との連携体制の整備に関すること ・被災情報の収集体制の整備に関すること
建設課	・道路・河川・公園等公共施設の状況把握に関すること ・復旧に関する体制の整備に関すること
上下水道課	・水の安全及び安定供給体制の確保に関すること
教務課	・学校・社会教育・体育関係施設及び団体への連絡体制の整備に関すること
消防団	・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	総務課職員が参集
②町国民保護対策準備室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	町の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	町の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		町の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
対策本部長（町長）	助役	総務課長	健康福祉課長
対策副本部長（助役）	総務課長	健康福祉課長	住民課長
対策本部員（各課長）	各課においてあらかじめ指定する。		

(6) 職員の服務基準

町は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、町における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)

損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)	
訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町文書整理保存規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第 2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、「避難」「救援」等の個別のテーマに関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村・消防本部との連携

(1) 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(3) 消防本部との協議等

町は国民保護計画の作成等において、町の区域を管轄する消防本部と充分協議を行う。また、計画で定められた事項について消防本部の消防計画に盛り込まれるよう必要な調整を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、電気通信事業者等で構成された非常通信協議会及び福岡地区非常通信連絡会（福岡県消防防災安全課内）との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況を、県対策本部等に画像により伝送するシステムの構築に努める。

	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び自治会等関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、防災における体制を踏まえ、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 船舶に対する警報の伝達に必要な整備

町は、海上保安庁が行う船舶内に在る者に対する警報の伝達と併せて、漁業協同組合等の関係団体の協力を得て、船舶の船長を通じて乗員に対して迅速に警報が伝達されるよう体制の整備に努めるものとする。

(3) 防災行政無線の機能強化

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系防災行政無線について、既存機器を有効に活用し、国が全国的な整備を推進しているJ-ALERT（※）への対応など、必要に応じて機能の強化を図る。また、将来的にはデジタル化の推進など、県に準じた新しい通信体制の整備について検討する。

※J-ALERT（全国瞬時警報システム）

対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム。

(4) 県警察等との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて門司海上保安部（以下「海上保安部」をいう。）との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときにその伝達を行うこととなる町内に所在する学校、病院、駅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及

び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| <p>1 避難住民・負傷住民</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所（郵便番号を含む）</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）居所</p> <p>⑧ 負傷（疾病）の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他の必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者への回答の希望</p> <p>⑬ 知人への回答の希望</p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡住民</p> <p>（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑧ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑨ 遺体が安置されている場所</p> <p>⑩ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意</p> |
|---|

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてその所在及び連絡先等をあらかじめ把握しておくものとする。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当部署を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、福岡県市町村職員研修所、福岡県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

※【福岡県の国民保護】

<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/kokuminhogo/toppage.htm>

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施するよう努め、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るものとする。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連

携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施するよう努める。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、駅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
 - (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
 - (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、町道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
 - (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
 - (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
 - (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
 - (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
 - (※ 特に、地図や各種のデータ等は、町対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。)
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
 - (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
 - (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
 - (※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

- ① 町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努める。その際、高齢者、障害者、乳幼児などの災害時用援護者の避難方法、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮する。
- ② 町は避難実施要領を策定する際の関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定める。
- ③ 町は、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法を定める。
- ④ 町長は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素から高齢者、障害者などの災害時要援護者の所在把握に努めるとともに、その滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要とな

る措置及び訓練の実施に努めるよう要請する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
 - ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、県関係部局】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	県関係部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—
	2号	ガス工作物	経済産業省	商工部工業保安課
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境部水道整備室
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画振興部交通対策課
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—
	6号	放送用無線設備	総務省	—
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	企画振興部空港整備課
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木部河川課 農政部農地計画課 企業局管理課
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防防災安全課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	商工部工業保安課
	4号	高圧ガス	経済産業省	〃
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	消防防災安全課
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	消防防災安全課
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部薬務課 農政部畜産課
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	商工部工業保安課
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	保健福祉部保健福祉課
	11号	毒性物質	経済産業省	保健福祉部保健福祉課

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備するよう努める。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等
を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への
周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに
住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻
撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併
せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当につ
いて普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

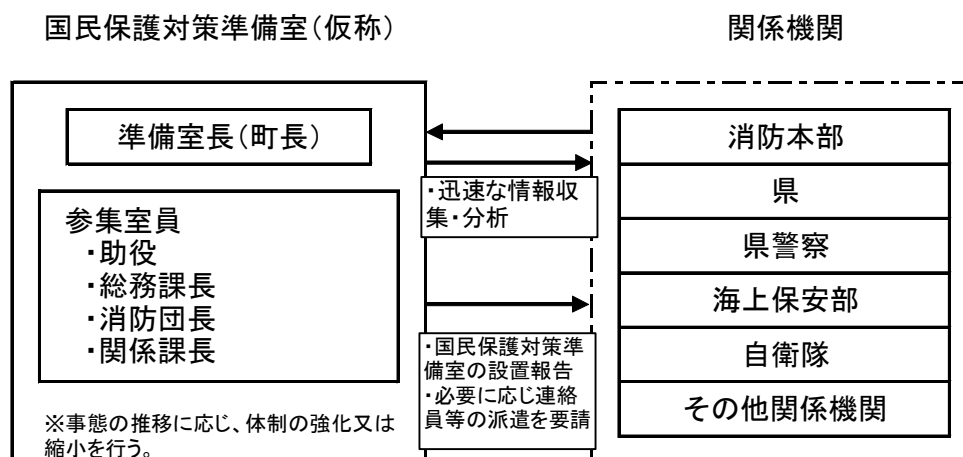
1 事態認定前における国民保護対策準備室（仮称）等の設置及び初動措置

(1) 国民保護対策準備室（仮称）等の設置

- ① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、「国民保護対策準備室（仮称）」を設置する。「国民保護対策準備室（仮称）」は、町対策本部員のうち、国民保護担当課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

町職員は住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。

【町国民保護対策準備室（仮称）の構成等】



- ② 「国民保護対策準備室（仮称）」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、国民保護対策準備室（仮称）を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、国民保護対策準備室（仮称）は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

町は、「国民保護対策準備室（仮称）」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

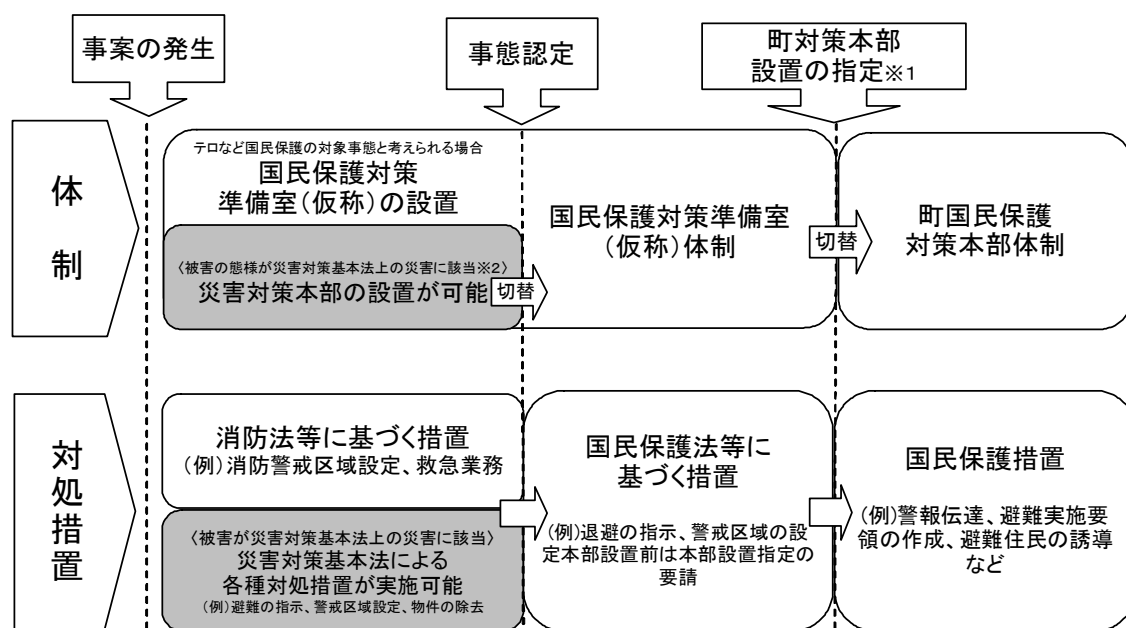
「国民保護対策準備室（仮称）」を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「国民保護対策準備室（仮称）」は廃止する。

(5) 災害対策本部からの移行について

多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係課室に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

【事態の状況に応じた組織体制と対処措置】



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合はタイミングがずれることもある。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、国民保護対策準備室（仮称）を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 町対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

② 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する（※事前に国民保護対策準備室（仮称）を設置していた場合は、速やかに町対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、防災行政無線、携帯電話等による既存の職員の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町庁舎総務課内に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

また、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等、町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設を下記のとおり指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

【吉富町対策本部の予備施設】

	施設名	住所
第1順位	吉富フォーユー会館	吉富町大字広津4 1 3 番地 1
第2順位	吉富あいあいセンター	吉富町大字広津3 4 2 番地

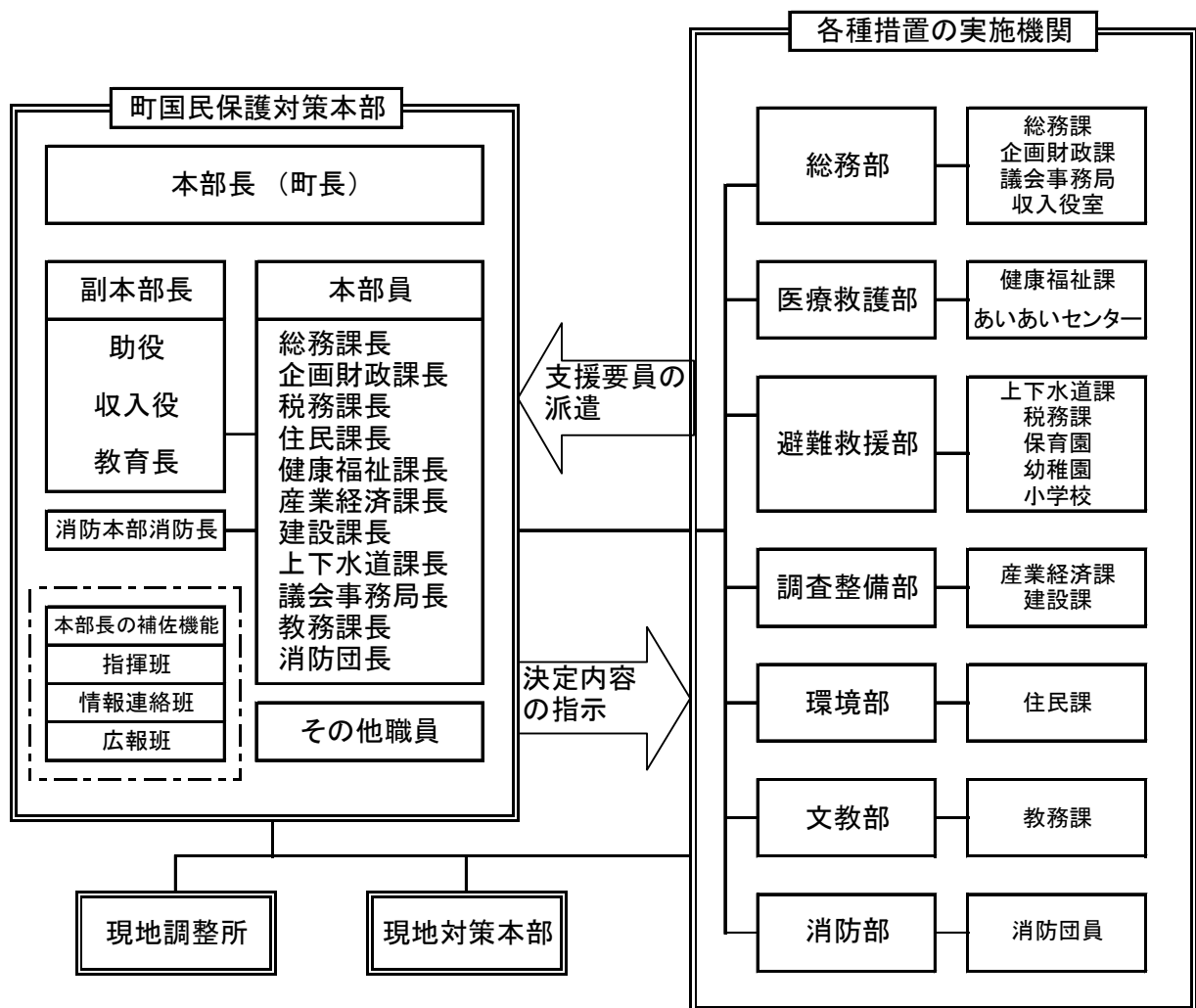
(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

町長は、町に対して対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【町対策本部の組織】



【町対策本部の補佐機能の編成】

班	機能
指揮班	・町対策本部の庶務に関すること ・町対策本部会議の運営に関すること ・情報連絡班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること。 ・町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置の記録に関すること
情報連絡班	・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約に関すること ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況 ○安否情報 ○その他指揮班から収集を依頼された情報 ・本部長室及び各部との連絡調整に関すること
広報班	・被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること

【武力攻撃事態における実施機関各部における主な業務について】

部	武力攻撃事態等における主な業務
各部共通	1 住民の避難誘導に関すること
総務部	1 国民保護措置に関する総合調整に関すること 2 町対策本部の設置・運営に関すること 3 町国民保護対策準備室の設置、運営に関すること 4 通信体制の確保に関すること 5 国、県、近隣自治体その他関係機関との連絡調整に関すること 6 自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること 7 避難実施要領の策定に関すること 8 警報、緊急通報、避難の指示、退避の指示及び避難実施要領の内容等の伝達に関すること 9 国民保護措置における財務に関すること 10 特殊標章の交付に関すること 11 安否情報の提供に関すること 12 警戒区域の設定に関すること 13 広報に関すること 14 その他いずれの部にも属さない国民保護措置に関すること
医療救護部	1 災害時要援護者の状況把握及び安全確保に関すること 2 医療・医薬品等の供給体制の整備に関すること 3 医療機関との連絡調整に関すること 4 避難所の保健衛生の確保に関すること 5 死傷者等の状況把握に関すること 6 日本赤十字社との連絡調整に関すること 7 その他医療及び保健衛生に関すること
避難救援部	1 避難施設の設置及び運営に関すること 2 避難住民への水、食料等救援物資の供給に関すること 3 避難住民への情報提供に関すること 4 救援物資の輸送、調達、管理及び配分に関すること 5 ボランティアに対する連絡調整等の対応全般に関すること 6 安否情報の収集・整理に関すること 7 その他避難住民の支援に関すること
調査整備部	1 被災情報の収集に関すること 2 道路、橋梁、河川等の保全に関すること

	3 交通対策に関する関係機関との連絡調整に関すること 4 生活関連施設及び危険物質等の取扱所の安全確保に関すること 5 警戒区域の設定に伴う措置に関すること 6 被災施設の応急修理、復旧に関すること 7 その他情報収集及び施設保全等に関すること
環境部	1 防疫及び衛生の確保に関すること 2 動物の保護等に関すること 3 廃棄物の処理に関すること 4 し尿処理に関すること 5 埋葬及び火葬に関すること 6 その他環境衛生に関すること
文教部	1 学校施設の状況把握及び児童生徒の安全確保に関すること 2 社会教育施設、体育施設の状況把握及び利用者の安全確保に関すること 3 被災児童生徒に関する教育に関すること 4 その他文教全般に関すること
消防部	1 警報、避難の指示その他各種情報の住民への伝達の協力に関すること 2 災害時要援護者の避難支援に関すること 3 残留者等への対応に関すること 4 被災者の捜索及び救出に関すること 5 その他消防に関すること

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

【町対策本部における広報体制】

① 広報班の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報班」を設置する。

② 広報手段

住民等に迅速に情報を提供できる体制を確保するため、広報紙、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか、様々な広報手段を活用するとともに、テレビ・ラジオに広報の要請を行う。

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ) 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行う。

ウ) 県と連携した広報体制を構築する。

④ その他関係する報道機関

その他関係する報道機関の一覧は資料編に記載する。

(5) 町現地対策本部の設置

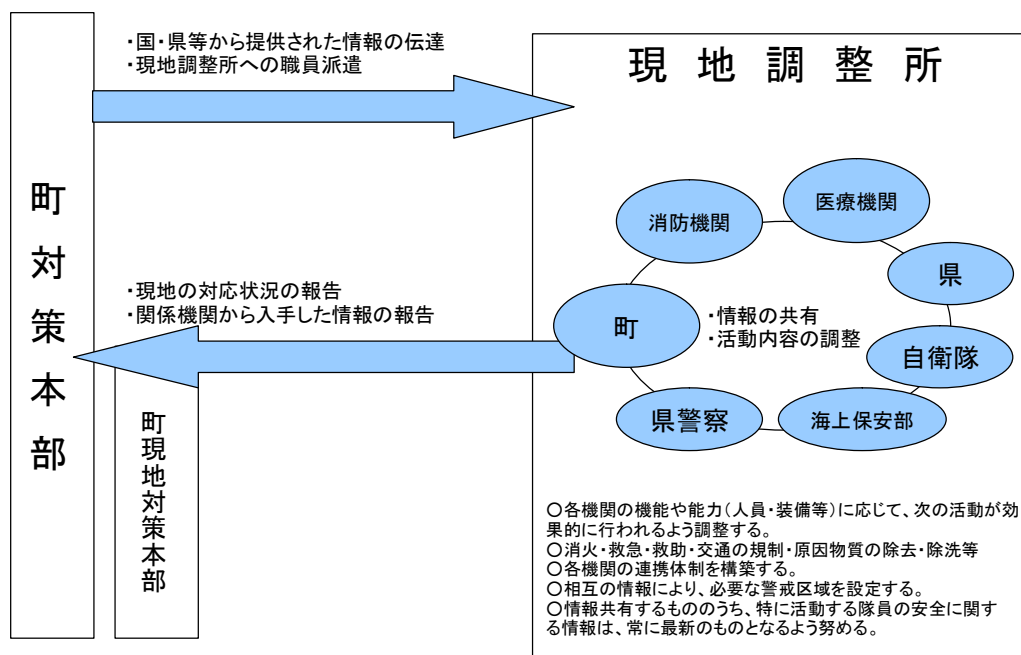
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置する。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて

設置する。

- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図る。
- ④ 町は、既に県その他の関係機関により現地調整所が設置されている場合には、職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措

置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話等の移動系通信回線若しくは、固定電話、防災行政無線（同報系）、地域衛星通信ネットワーク、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は町の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 町長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

町長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 町を行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の内容の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

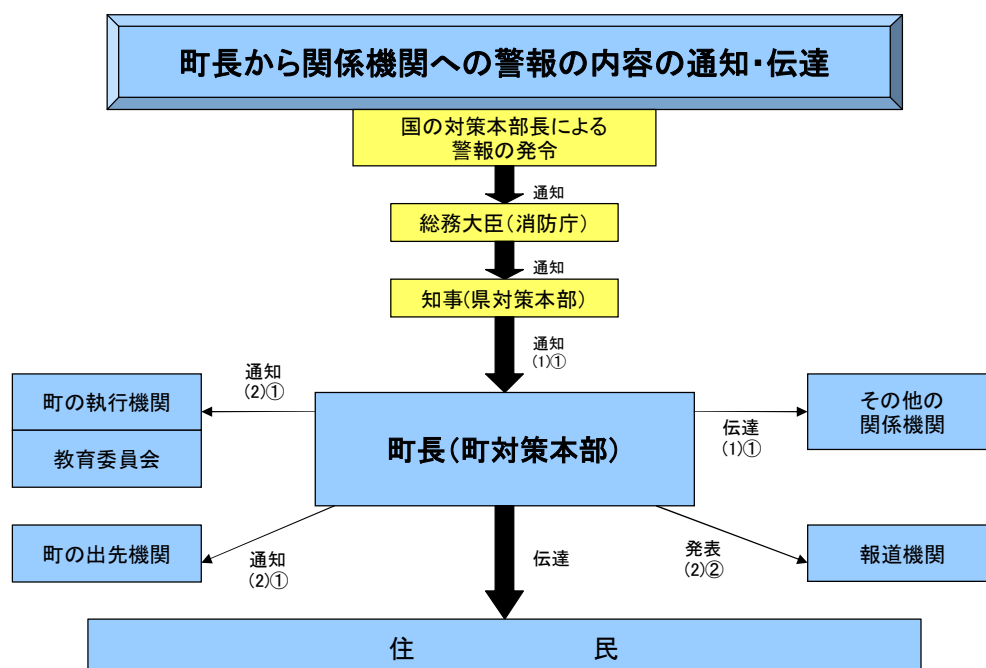
(1) 警報の内容の伝達

- ① 町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び自治会等関係団体（消防団、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ（<http://www.town.yoshitomi.lg.jp>）に警報の内容を掲載する。

【町長から関係機関への警報の内容の通知・伝達の仕組み】



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。なお、警報の伝達手段の複数化を図るなど、より確実な伝達について検討するものとする。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、町防災行政無線（同報系）で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ) なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

なお、弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態について、全国瞬時警報システム（J－ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

- (2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、町は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の伝達に当たって特に留意が必要な事項

- ① 大規模集客施設等の利用者に対する警報の伝達

吉富フォーユー会館などの大規模集客施設等の施設管理者に対し、町は多様な

媒体により警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては館内放送を利用するなどにより、速やかに施設内における利用者への伝達に努めるものとする。

② 高齢者、障害者、児童、外国人等に対する警報の伝達

町は、防災における体制等を活用し高齢者等の災害時要援護者への対応を優先するとともに、迅速かつ的確に警報の内容を伝達するため、それぞれの状況等に応じてファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用を努めるものとする。

また、高齢者施設や学校等の施設管理者に対し多様な媒体を活用して警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、速やかに施設内における利用者に対する伝達を行うように努めるものとする。

そのほか、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 町は、船舶内に在る者に対する警報の伝達について、海上保安庁が行う伝達と併せて、漁業協同組合等の関係団体の協力を得て、船舶の船長を通じて乗員に対して迅速に伝達されるよう努めるものとする。

(5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

県が発令する緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

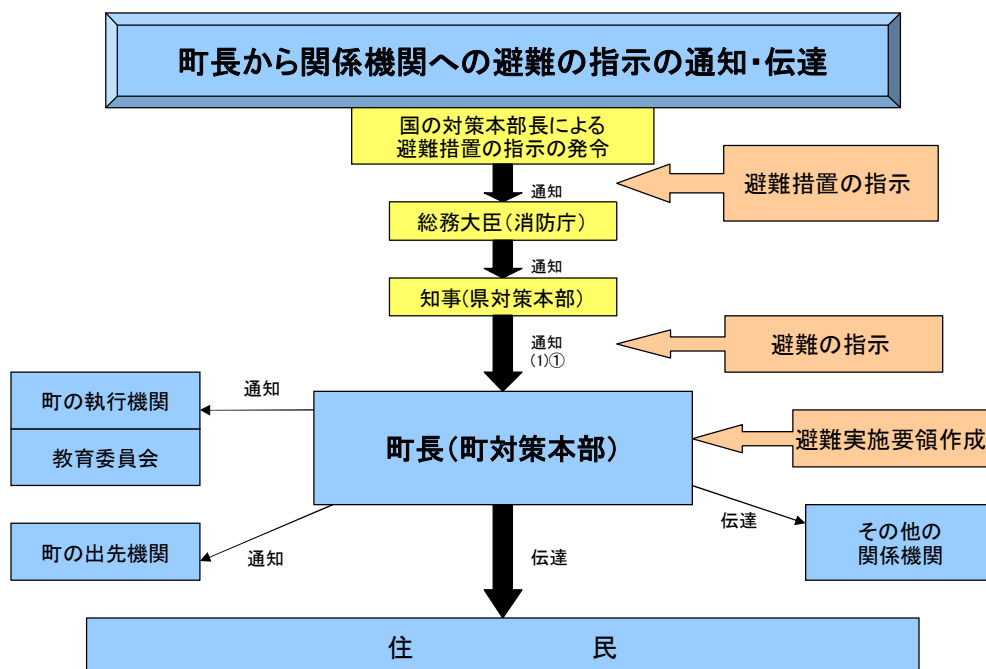
第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策

定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

町長は、作成した避難実施要領を直ちに知事に報告するものとする。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目及び留意事項

町は、上記の法定事項及び県国民保護計画に基づき、原則として次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、災害時要援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に

実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の医薬品等の携行品、身軽で動きやすい服装について記載する。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

⑥ 要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)

⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるように、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報を

まとめる。

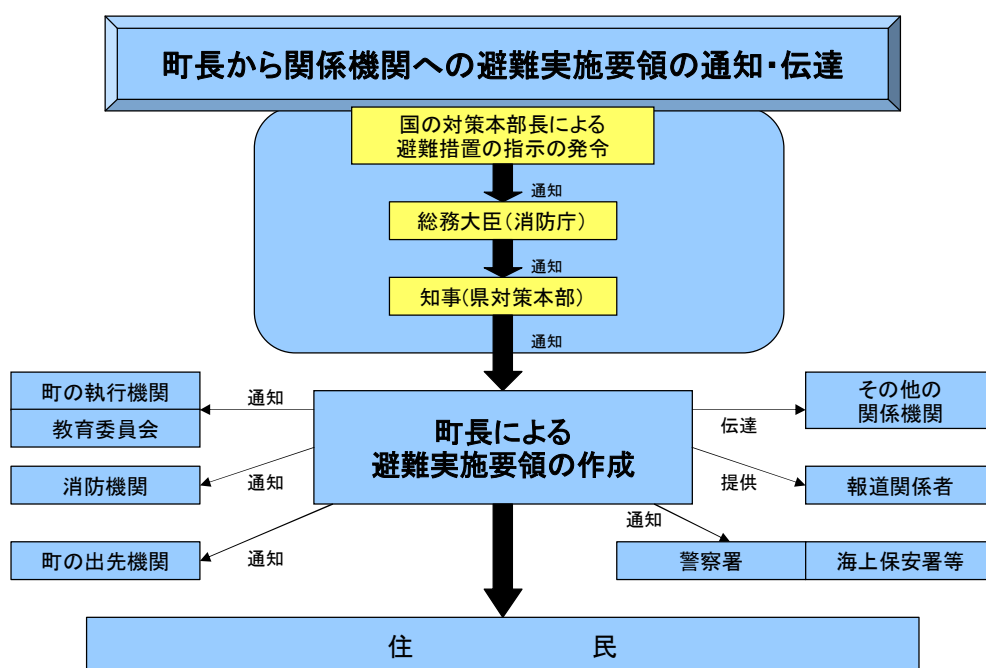
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防団長、警察署長、門司海上保安部長（以下「海上保安部長」という。）及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の関係機関への通知・伝達】



3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

この場合、町長は、消防組合の管理者等に対し、消防組合の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自治会長等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に

提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。また、「避難支援プラン」を策定した後は、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、県警察等と協力し、被災地及びその周辺や、避難所等における犯罪の予防のための活動を行い、住民の安全確保に努めるとともに、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

なお、町長は、避難住民の誘導に関して、県の区域を越えて避難誘導を行なう際など町のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

(12) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知することができる。

(13) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 避難の方法の基本的考え方

町は、県国民保護計画に基づき避難の方法の基本的考え方について、以下のとおり定める。

(1) 屋内への避難（退避）

弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃などにおいては、屋内への一時避難（退避）が考えられる。（第1編第5章参照）

これは、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や建造物の地下施設などに移動するものであり、その後、事態の推移、被害の状況により他の安全な地域に避難する。

(2) 町内での避難

町内での避難については、避難施設まで原則として徒歩等により移動する。

(3) 町域を越える避難

町域を越える避難については、避難時の渋滞などが引き起こす混乱を回避することが重要であり、基本的に次の方法により避難を行う。

この場合、要避難地域の集合場所及び避難施設において避難者の確認を行う。

- ① 要避難地域において、避難者は、あらかじめ町により指定された集合場所に移動する。

- ・町内の集合場所まで原則として徒歩等により移動する。
- ・鉄軌道による避難を行う場合、集合場所として駅に近い場所をあらかじめ指定する。
- ② 要避難地域の集合場所から避難先地域の避難施設へ移動する。
 - ・原則として指定公共機関、指定地方公共機関等が保有するバス、電車等により移動する。
 - ・バスによる移動で道路が狭隘であるなどにより避難場所まで乗車できない場合、避難施設の近接地で降車し、徒歩等により移動する。
 - ・鉄軌道による避難を行う場合、集合場所からバス等により移動する。

(4) 災害時要援護者の避難

災害時要援護者の避難について、まず、家族や町職員、消防職員、消防団員、福祉関係者、自主防災組織、近隣の住民などの避難支援者は、災害時要援護者を要避難地域の集合場所に自家用車等により移動させる。

次に、集合場所において町が事前に把握している災害時要援護者の状況に応じて、以下の方法のいずれかにより、避難先地域の避難施設に移動させる。

- ・バス等により乗り換えて避難先地域の避難施設に移動させる。
- ・そのまま自家用車等により避難先地域の避難施設に移動させる。

この場合、要避難地域の集合場所及び避難施設において行う災害時要援護者の避難の確認に特に留意する必要がある。

その他、県が作成する「災害時要援護者支援対策マニュアル」を参考に行うこととする。

なお、地理的条件や交通事情等により、原則によらない避難の方法を指示される場合がある。

(5) 高齢者、障害者等の避難

高齢者等の避難に際しては、それぞれの状況に応じた避難手段の確保に努めるとともに、円滑に避難できるよう配慮を行うこととする。

また、施設入居者等について、それぞれの施設管理者と連携し、できる限りまとまって避難することとし、町は、その状況について家族等に周知を図ることとする。

(6) 大規模集客施設等の利用者の避難

吉富フォーユー会館などの大規模集客施設等における住民の避難に際しては、町は施設管理者と連携を図り、館内放送を利用して情報を提供するなどにより混乱の防止に努め、事態の推移に応じて、速やかに施設外へ利用者を誘導するように努めるものとする。

5 想定される避難の形態と町による避難の誘導

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、本町が直接の攻撃目標でないとしても着弾の可能性があり得る。

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

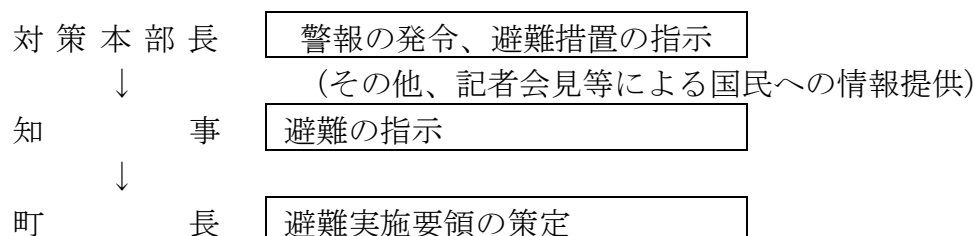
実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近隣のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難する。

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、県からの避難の指示の内容に基づき他の安全な地域への避難を行う。

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置を指示する。



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令する。

ウ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

これらの攻撃は、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中枢をはじめ、主要道路の橋りょうや危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」→「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 遺体の捜索及び措置
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、本編第4章3（12）に記載の「避難住民の運送の求め等」に準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

また、町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

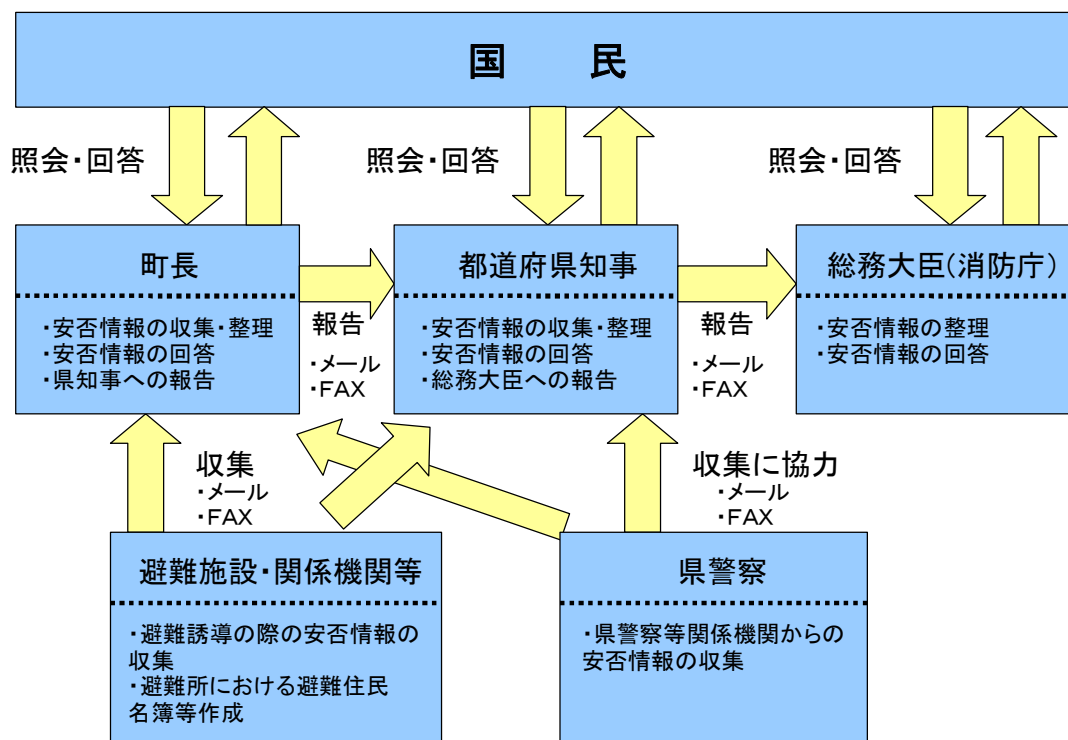
町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協

力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社福岡県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「吉富町〇〇、△△地区」の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時避難すること。
- 「吉富町〇〇、△△地区」の住民については〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定方法等について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲

等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町村長又は消防長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。この場合、町長は、知事に対してその旨を通報する。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連

絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 町長は、自らの町が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 町長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合には、生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市町村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

※町は消防事務を共同処理しているので、①の措置は消防組合の管理者が行う。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

町は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、町の地域防災計画に定められた措置や福岡県地域防災計画（放射能災害対策編）等に定められた内容に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

町は、町の区域内に所在する放射性物質を取り扱う事業所において、又は放射性物質の運搬時に武力攻撃原子力災害が発生した場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、放射性物質を取り扱う事業所は危険物質の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 地域防災計画に定められた措置等の実施

町は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、町の地域防災計画に定められた措置や福岡県地域防災計画（放射能災害対策編）等に定められた内容に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を放射性物質を管理する者（以下「放射性物質管理者」という。）から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- ② 町長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を放射性物質管理者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに放射性物質管理者にその内容を確認するとともに、その旨を関係する指定行政機関の長及び知事に通報する。
- ③ 町長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 住民の避難誘導

- ① 町長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 町長は、放射性物質管理者からの通報内容等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。

(4) 国への措置命令の要請等

町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、町長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、放射性物質管理者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(5) 安定ヨウ素剤の配布

町長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

(6) 職員の安全の確保

町長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、町の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 町長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限

町長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期

(6) 要員の安全の確保

町長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ① 町は、電話、FAX、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
 なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 町は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 町は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び漁港施設等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

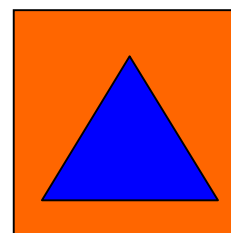
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

町長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

① 町長

- ・ 町の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

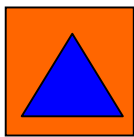
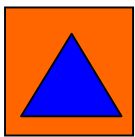
- ・ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 消防長
- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ③ 水防管理者
- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

表面

裏面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 身 分 証 明 書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名 Name 生年月日 Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as 交付等の年月日/Date of issue 証明書番号 /No.of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日/Date of expiry	
---	---	---

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型 Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名 /Signature of holder

日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル)
(身分証明書のひな型)

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、管理する施設及び設備の被害状況及び復旧措置の状況等を報告しそれぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

対応事例編

本編では、事態発生から町の初動体制、警報の伝達、避難の指示の伝達、救援などの一連の国民保護措置を分かりやすいものとするため、具体的な事例についての対応の流れを例示し、国や県、市町村等がどのような措置を実施し、住民はどのように行動する必要があるのかその概要を示すこととする。

事例は、①事態への迅速な対応が必要と考えられること、②国内外の情勢等からその対処の考え方を示すことが重要であることなどを考慮し、武力攻撃事態として想定した4類型の中から「弾道ミサイル攻撃」を、緊急対処事態として想定した事態例の中から「列車等の爆破」を選定した。

両事例の主な相違点は初動及び措置内容にあり、「弾道ミサイル攻撃」は、国の警報発令に始まり対応は避難が中心であり、「列車等の爆破」では、被害発生情報の入手から始まり対応は救助等が中心となる。

※本編では、特に「町」と「町長」の使い分けはせず、「町」で統一した。国と県についても同様。

1 弾道ミサイル攻撃への対応事例

＜弾道ミサイルが発射され、着弾後に通常弾頭であることが判明した事例を想定＞

- 弾道ミサイル攻撃に際しては、まず弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報が発令され、その後、実際に弾道ミサイルが発射されたときは、その都度警報を発令することとされています。

(1) 町の国民保護対策本部の設置

- ① 国から国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた場合は、町は直ちに町国民保護対策本部を設置します。指定がない場合は、必要に応じて国民保護対策準備室（仮称）を設置します。
- ② 国の通知を休日や夜間に受けた場合は、町の当直職員が、町国民保護担当者に連絡し、防災行政無線、携帯電話等により、速やかに町対策本部の職員を参集させます。
- ③ 町対策本部は、関係機関との防災行政無線や電話等を通じて、情報収集に着手します。

(2) 関係機関に対する警報の通知

- ※ 県は、国の発した警報を受けたときは、直ちにその内容を市町村その他の関係機関に通知します。
- 町は県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法により、速やかに住民及び関係機関に警報の内容を伝達します。

(3) 住民に対する警報の伝達

- ① 町や県は、学校、病院、駅など多数の住民が利用する施設に対して、速やかに警報の内容を伝達します。施設の利用者には、館内放送などで知らせます。
- ② 町は、県警察及び消防機関などと協力して、パトカーや消防車などで警報の内容の的確かつ迅速な伝達を図ります。
- ③ 町は、県から弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報の通知を受けたときは、原則としてサイレンは使用せず、町が保有する防災行政無線などの伝達手段を活用して、速やかに住民や自治会等関係団体に伝達します。
- ④ 町は、その後、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が通知された場合において、着弾予測地域に町が含まれているときは、町が保有する伝達手段を活用して、以下の要領により、速やかに住民や自治会等関係団体に警報を伝達します。
 - ・ 防災行政無線（同報系）等を使用して、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報の内容を音声放送等により周知します。
※現在、国において、市町村防災行政無線（同報系）の自動吹鳴を行う「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」の整備を推進しています。）
 - ・ そのほか、広報車の使用、消防団による伝達など多様な方法により伝達を行い、住民に情報が行き渡るようにします。また、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、町ホームページに警報の内容を掲載します。

(4) 関係機関への避難の指示の通知と住民に対する避難の指示

- ① 弾道ミサイル攻撃では住民が速やかに屋内に避難する必要があるので、県から警報の通知と併せて、直ちにその旨が町に通知されます。
 - ※避難の指示の内容（例）
 - ・ 直ちに、できるだけ近隣のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難すること
 - ・ 県や町の指示に従い、冷静に行動すること
- ② 弾道ミサイルの着弾直後は、屋外に出ると危険が伴うため避難した施設内に留まることとなります。
- ③ その後、町は、被害内容等が判明した後に、県からの避難の指示を受けて避難実施要領を策定し、他の安全な地域への避難誘導を行います。
- ④ 住民に対する避難の指示は、警報の通知、伝達と同じ方法で行われます。
また、放送事業者（指定公共機関及び指定地方公共機関）においても、避難の指示について放送することとされています。

(5) 住民の避難

- ① 町は、避難の指示の通知後直ちに、住民を近隣の堅ろうな施設、地下施設などの屋内へ避難誘導します。その要領については町が事前に決めておきます。
- ② その後住民を他の安全な地域へ避難させる場合には、町は、県警察など関係機関の意見を聴いて決めた避難の実施方法等により避難の誘導をします。
- ③ 町は、町の行っている避難誘導の状況について県に報告し、必要がある場合には県から支援を要請します。

- ④ 住民の避難を誘導している町や県の職員等は、避難による混雑等で危険な状況にならないように、障害物を置いている者や避難の流れに逆行する者などに対して、警告や指示を行います。

(6) 被災者の搜索、救出等

- 被災者の搜索、救出等は、原則として県が主体となって実施します。町は県の実施する措置を補助します。県より被災者の搜索、救出について措置を実施するよう通知があったときは、県の活動に準じ、関係機関の協力を得て措置を実施します。
- ※ 消防本部は、弾道ミサイルにより被害が出た場合は、被災者の救急・救助活動及び消火活動などを行います。
- ※ 県警察、消防本部は、国の機関とともに、弾道ミサイルに化学剤等が使用されているかどうかなどを、可能な範囲で調査します。
- ※ 県は、県内の消防本部の活動のみでは対応が不足する場合には、消防庁長官に対して応援等の要請を行います。
- ※ 県は、県警察や消防本部等とともに、被災者の搜索及び救出活動を行います。

(7) 医療の提供

- 医療の提供は、原則として県が主体となって実施します。町は県の実施する措置を補助します。県より医療の提供について措置を実施するよう通知があった場合には、県の活動に準じ、関係機関の協力を得て措置を実施します。
- ※ 県は、警報発令後すぐに医師、看護師による救護班編成の準備を始めます。また、医薬品等の確保についても準備を始めます。
- ※ 県は、被災者の情報を収集して、収集した情報に応じて、救護班を現場に派遣して医療活動に当たります。
- ※ 県は、救急医療等ができる病院、診療所の状況を把握し、消防本部等に情報を提供することで、救急車による搬送が適切に行われるようにします。
- ※ 県は、福岡県医師会と協力して、病院での医療や医師、看護師の確保を行います。
- ※ 県は、県内の医療活動で不足する時は、国、日本赤十字社などに対して他県での受入などの後方医療活動を依頼します。

(8) 災害拡大の防止等

- ① 町又は県は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、必要に応じて、ミサイルの着弾地点の周辺地域に警戒区域を設定し、その警戒区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、あるいは退去を命じることになります。
- ② 町は、県、県警察、消防本部などと連携して、危険物質等取扱所等の生活関連等施設における被災状況や対応状況等について、情報の収集を行います。
- ③ 町は自らが管理する生活関連等施設について、安全確保のため管理者として必要な措置を実施します。
- ※ 県は、その施設管理者に対して災害の拡大を防止するため、施設の巡回の実施等を行うよう要請します。また、県警察及び消防本部は、可能な限り指導、助言などの支援を行います。

※ 県公安委員会は、その施設の敷地及び周辺区域などで、安全確保のため必要なときは、速やかに立入制限区域を指定します。

※ 県は、災害の発生を防止するため、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の使用の一時停止などを命じます。町は、武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは同様の措置が可能です。

(9) 住民の安否情報の収集、回答

① 町は、避難住民の誘導の際などに、避難住民等から任意による安否情報の収集を行います。

※ 県は、収容施設において安否情報の収集を行うほか、学校等からの情報収集や県警察への照会などにより安否情報の収集を行い、町からの報告と併せて整理します。

② 町及び県は、安否情報の照会窓口について、電話及びFAX番号などを住民に周知します。照会は、原則として書面により受け付けることとなります。

③ 町及び県は、安否情報の回答に当たっては、個人情報の保護に十分留意しながら文書により行います。

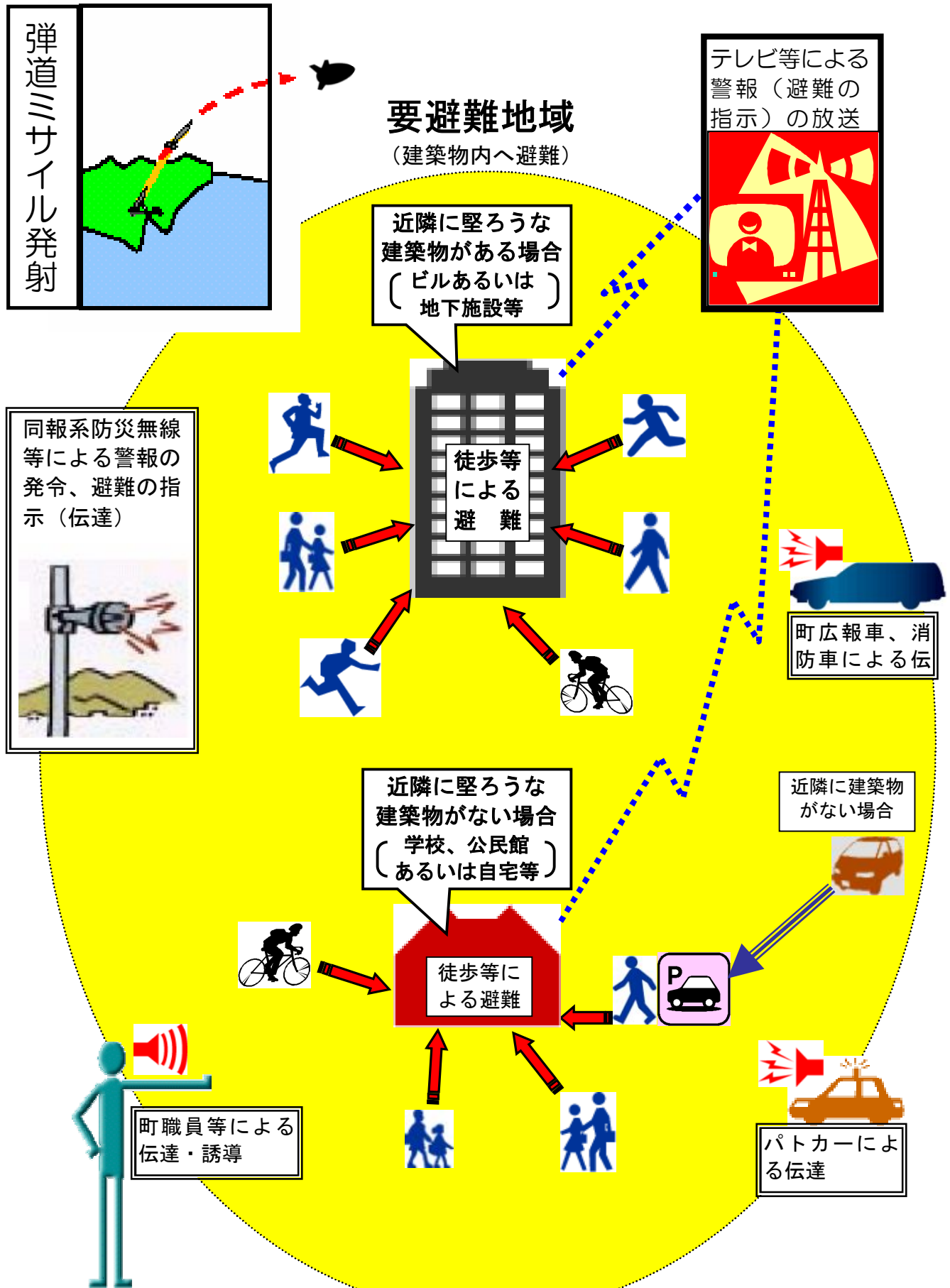
(10) 被災情報の収集、提供

① 町は、発生日時、場所、災害概要、人的・物的被害の状況等の被災情報について収集します。

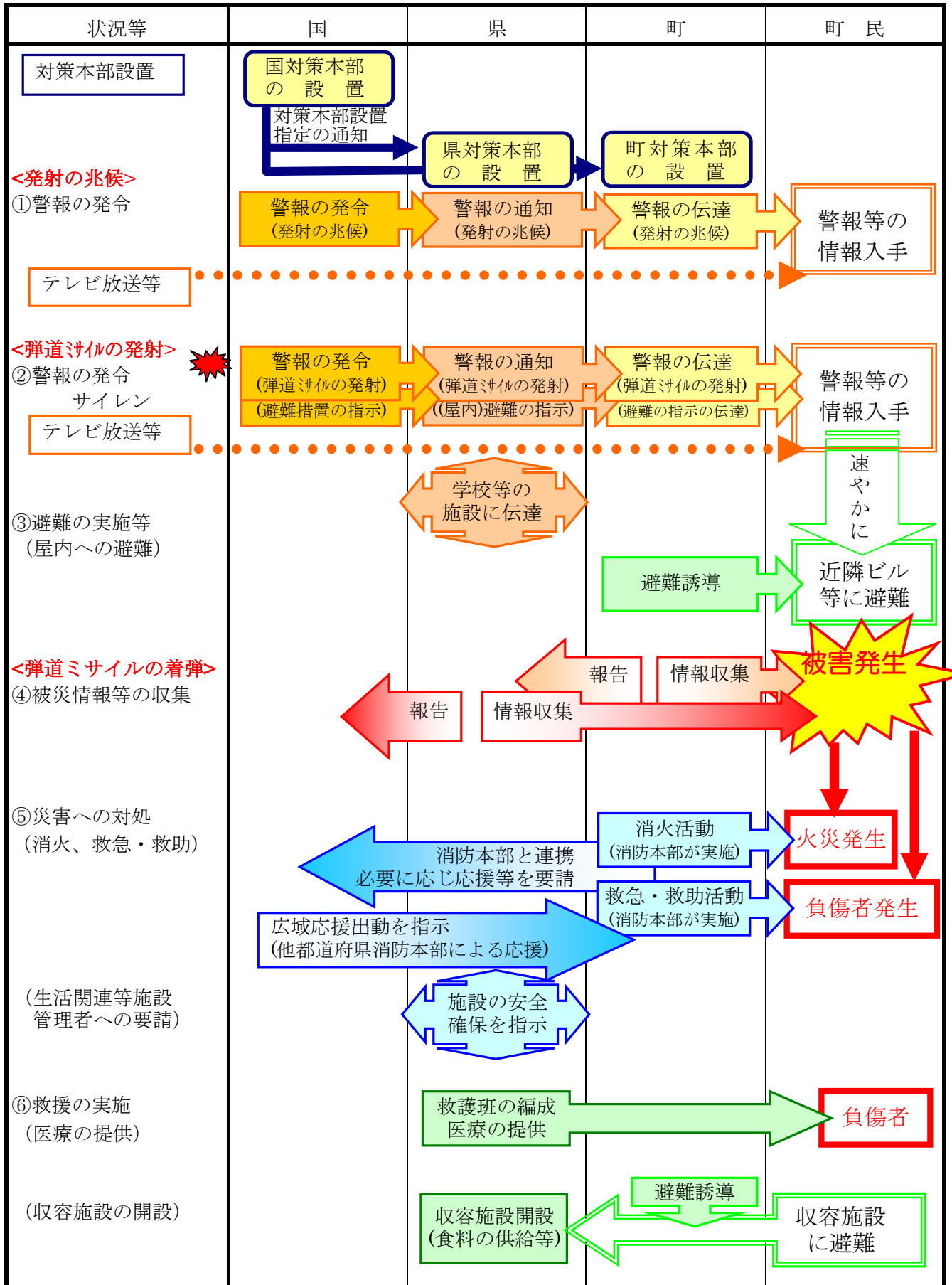
② 町は、被災情報の第一報を直ちに県及び消防庁に報告します。また、その後、随時収集した情報についても県に報告します。

③ 町は、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、住民の皆さんに積極的に情報提供を行います。

【 弾道ミサイル攻撃への対応事例：警報（発射）発令時の初動行動 】



【 弾道ミサイル攻撃への対応事例：関係機関の対応（時系列）】



2 列車等の爆破への対応事例

＜複数の場所で多数の死傷者が発生した事態を想定＞

(1) 町の国民保護対策準備室（仮称）の設置

- ① 町は、町内で多数の死傷者が発生した事態について、現場からの報告を受けたときは、速やかに町長を準備室長とした「町国民保護対策準備室（仮称）」を設置します。
- ② 町の担当職員は、速やかに、防災行政無線、携帯電話等により、町国民保護対策準備室（仮称）の要員を参集させます。
- ③ 町は、直ちに事案の発生について、県及び県警察に連絡します。
※ 県は、必要がある場合には、国に対し、緊急処理事態として認定するよう要請します。
- ④ 町は、関係機関から防災行政無線や電話等を通じて、情報収集を行います。
- ⑤ 町は、事案の発生や町対策準備室を設置したことなどを、県に通知し、迅速に情報提供を行います。

(2) 国に対する町緊急処理事態対策本部の設置に関する指定の要請

- ① 町は、必要がある場合には、県を経由して国に対し、町緊急処理事態対策本部設置について指定を行うよう要請します。
- ② 国からその指定通知を受けた場合は、直ちに町緊急処理事態対策本部を設置して体制を移行します。また、「町国民保護対策準備室（仮称）」については廃止します。

(3) 汚染物質の検査等

- ※ 県警察、消防本部は、国の機関とともに、放射性物質や化学剤等が使用されているかどうか確認するための検査をします。
- ※ 必要に応じて、汚染物質の特定等のために専門機関における検査を行います。
- ※ 汚染物質が使用されている場合は、県は、国と連携して、汚染物質の除去などの必要な措置を行います。

(4) 被災者の捜索、救出等

- 被災者の捜索、救出等は、原則として県が主体となって実施します。町は県の実施する措置を補助します。県より被災者の捜索、救出について措置を実施するよう通知があったときは、県の活動に準じ、関係機関の協力を得て措置を実施します。
- ※ 消防本部は、直ちに被災者の救急・救助活動及び消火活動などを始めます。また、必要に応じて、県内の他の消防本部は、応援を行います。
- ※ 県警察は、迅速に機動隊などを出動させ、また、消防本部は協力して救助活動を行います。
- ※ 県は、県警察や消防本部等とともに、被災者の捜索及び救出活動を行います。
- ※ 県は、県内の消防本部の活動で不足する場合には、消防庁長官に対して緊急消防援助隊による支援要請等を行います。また、県警察は、被害が大規模である場合は、必要に応じて他の都道府県への広域緊急援助隊の派遣要請等を行います。

(5) 医療の提供

- 医療の提供は、原則として県が主体となって実施します。町は県の実施する措置を補助します。県より医療の提供について措置を実施するよう通知があったときは、県の活動に準じ、関係機関の協力を得て措置を実施します。
- ※ 県は、被害情報の報告を受けて直ちに医師、看護師による救護班編成の準備を始めます。また、医薬品等の確保についても準備を始めます。
- ※ 県は、被災者の情報を収集して、直ちに救護班を現場に派遣して医療活動に当たります。
- ※ 県は、救急医療等ができる病院、診療所の状況を把握し、消防本部等に情報を提供することで、救急車による搬送が適切に行われるようにします。
- ※ 県は、福岡県医師会と協力して、病院での医療や医師、看護師の確保を行います。
- ※ 県は、県内の医療活動で不足する時は、国、日本赤十字社などに対して他県での受入などの後方医療活動を依頼します。

(6) 緊急通報の発令と関係機関に対する通知

- ※ 県は、災害の状況を知らせ、住民の危険を防止し、被害を受けないようにするため、速やかに緊急通報を発令します。
- ※ 緊急通報の内容は、住民がすぐに危険を避けることができるよう必要最小限のものとし、わかりやすいように明確かつ簡潔なものとします。また、発令に当たっては、住民の混乱が未然に防止されるよう留意します。
- ※ 県は、緊急通報を発令したときは、直ちにその内容を市町村その他の関係機関等に通知します。

※緊急通報の内容（例）

- ・爆発の日時、場所などの状況
- ・爆発による今後の影響
- ・県や町の指示に従い、冷静に行動し、テレビ・ラジオ等の情報の収集に努めることなどの留意点

- 町は県から緊急通報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法により、速やかに住民及び関係機関に緊急通報の内容を伝達します。

(7) 住民に対する緊急通報の伝達

- ① 町は、学校、病院、駅など多数の住民が利用する施設に対して、速やかに緊急通報の内容を伝達します。施設の利用者には、館内放送などで知らせます。
- ② 町は、県警察及び消防機関などと協力して、パトカーや消防車などで緊急通報の内容の的確かつ迅速な伝達を図ります。
- ③ 町は、県から緊急通報の通知を受けたときは、町が保有する伝達手段を活用して、以下の要領により速やかに住民や自治会等関係団体に伝達します。
 - ・ 災害が発生した場合においては、防災行政無線（同報系）等を使用して、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、緊急通報の内容を音声放送等により周知します。

- ・ そのほか、広報車の使用、消防団による伝達など多様な方法により伝達を行い、住民に情報が行き渡るようにします。また、緊急通報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、町ホームページに緊急通報の内容を掲載します。

(8) 警戒区域の設定及び交通規制等

- ① 県及び町は、災害の発生状況や被災情報等から判断して、緊急の必要がある場合は、警戒区域の設定を行います。
- ② 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報、周知します。
- ③ 県及び町は、必要な場所に職員を配置し、警戒区域内には、車両及び住民が立ち入らないようにします。

※ 県警察は、警戒区域の設定に伴って、交通規制などを行います。また、県警察も、時間的な余裕がない場合や、県、町から要請を受けた場合は警戒区域の設定を行います。

(9) 住民に対する退避の指示等

- ① 町（または県）は、災害が発生した地域及び又は発生するおそれがある地域について、地域の住民に対し退避の指示を行い、広報車等により速やかにその内容を伝達します。
- ② 町（または県）は、被害の状況に応じ、その地域に留まることが危険であると考えられる警戒区域から退避することを指示します。
- ③ 町（または県）は、さらに被害の状況や次の爆発の危険性などを考慮して、大規模な危険物質等取扱所、駅等の生活関連等施設の周辺地域や屋外に滞在することが危険であると考えられる地域においては、避難施設を示して「屋内への退避」を指示します。
- ④ 町は、退避の指示をした場合は、直ちにその旨を県に通知します。また、町は県その他の関係機関から退避の指示をした旨の通知を受けた場合には、情報の共有をはかり、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行います。

※ 県警察は、退避の指示の内容を受けて、交通規制などをします。

(10) 住民の退避

- ① 町は、住民の退避に当たって、必要な誘導をします。
- ② 学校、病院、駅その他の大規模集客施設等の利用者が退避する場合は、町は施設管理者と協力して、館内放送を利用して情報を提供するなど混乱の防止を図り、速やかに誘導を行います。
- ③ 高齢者や障害者等が退避する場合は、それぞれの状況に応じた移動手段の確保を図り、優先して退避させるなど配慮を行います。
- ④ 高齢者施設入居者等が退避する場合は、町は施設管理者と協力して、できる限りまとまって退避させることとし、家族等に退避の状況を周知します。

※ なお、県警察も、時間的余裕がないときや、県・市から要請を受けたときは住民に対して避難の指示を行います。

(11) 避難施設の開設

- 町は、県と連携して、退避してくる住民を受け入れることができるよう、速やかに町体育館等を避難施設として開設します。

(12) 災害拡大の防止等

- ① 町は、県、県警察、消防本部などと連携して、大規模な危険物質等取扱所等の生活関連等施設における被災状況や対応状況等について、情報の収集を行います。
- ② 町は自らが管理する生活関連等施設について、安全確保のため管理者として必要な措置を実施します。

※ 県は、その施設管理者に対して災害の拡大を防止するため、施設の巡回の実施等を行うよう要請します。また、県警察及び消防本部は、可能な限り指導、助言などの支援を行います。

※ 県公安委員会は、その施設の敷地及び周辺区域などで、安全確保のため必要なときは、速やかに立入制限区域を指定します。

※ 県は、災害の発生を防止するため、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の使用の一時停止などを命じます。町は、武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは同様の措置が可能です。

(13) 住民の安否情報や被災情報の収集、提供

- ① 町は、避難住民の誘導の際などに、避難住民等から任意に安否情報の収集を行います。

※ 県は、収容施設において安否情報の収集を行うほか、学校等からの情報収集や県警察への照会などにより安否情報の収集を行い、町からの報告と併せて整理します。

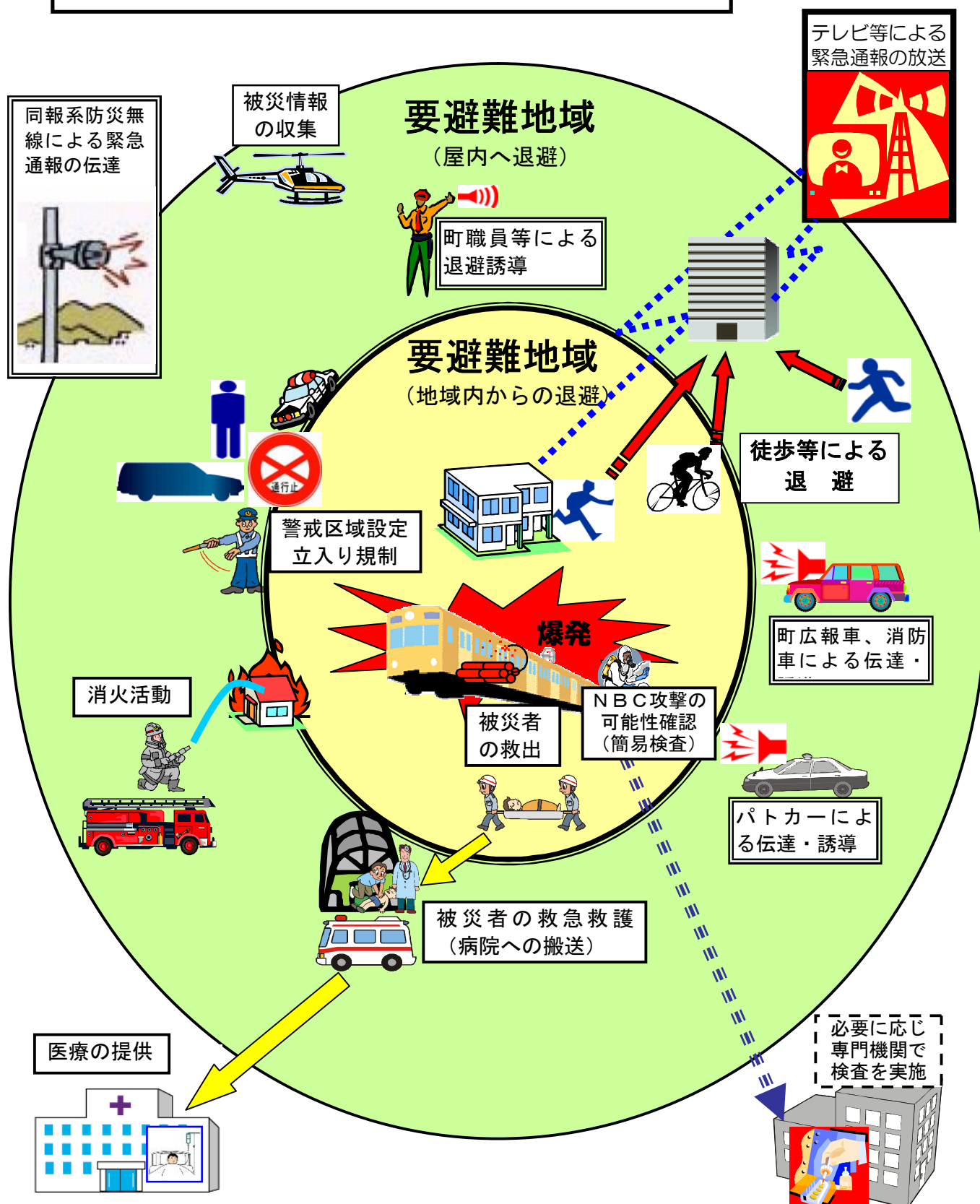
- ② 町及び県は、安否情報の照会窓口について、電話及びFAX番号などを住民に周知します。照会は、原則として書面により受け付けることとなります。
- ③ 町及び県は、安否情報の回答に当たっては、個人情報の保護へ十分留意しながら文書により行います。

(14) 被災情報の収集、提供

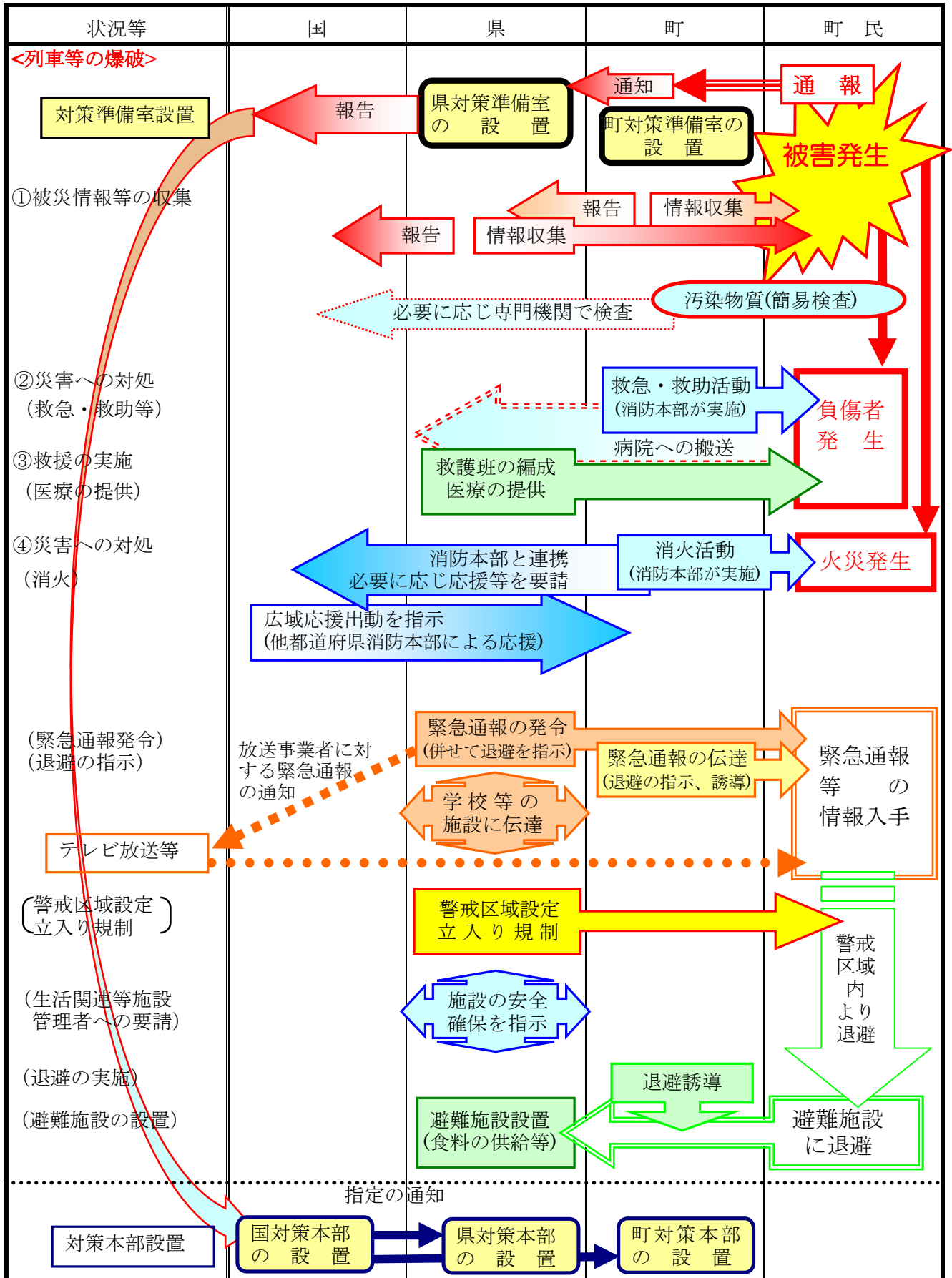
- ① 町は、発生日時、場所、災害概要、人的・物的被害の状況等の被災情報について収集します。
- ② 町は、被災情報の第一報を直ちに県及び消防庁に報告します。また、その後、随時収集した情報についても県に報告します。
- ③ 町は、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、町民の皆さんに積極的に情報提供を行います。

【 列車等の爆破への対応事例：救援等 】

列車等の爆破により多数の死傷者が発生
(NBC攻撃の可能性を確認)



【 列車等の爆破への対応事例：関係機関の対応（時系列） 】



資 料 編

1 関係機関の連絡窓口

(1) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）

名称	担当部署	所在地
九州管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号
福岡防衛施設局	総務部総務課	福岡市博多区博多駅東2丁目10-7 (福岡第2合同庁舎)
九州総合通信局	総務課	熊本市二の丸1-4 熊本合同庁舎2号館
九州財務局	総務部総務課	熊本市二の丸1番2号
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
門司税関	総務部総務課総務第一係	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 (門司港湾合同庁舎)
原子力事務所	研究開発局開発企画課 立地地域対策室	千代田区丸の内2-5-1
九州厚生局	総務課	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎2階
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎
九州農政局	企画調整室	熊本県熊本市二の丸1-2熊本合同庁舎
九州森林管理局	企画調整室	熊本県熊本市京町本丁2-7
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡県博多区博多駅東2丁目11-1 福岡第一合同庁舎
九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡第1合同庁舎8階
九州地方整備局	企画部 防災課	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
九州運輸局	総務部 総務課	福岡市博多区博多駅東2-10-7
大阪航空局	総務部 航空保安対策課	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号
	福岡航空交通管制部 総務課	福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17
福岡管区气象台	総務部 総務課	福岡市中央区大濠1-2-36
第七管区海上保安本部	総務部総務課	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10
九州地方環境事務所	総務課	熊本県熊本市尾ノ上1-6-22

部隊等の長及び窓口	区分	所在地
西部方面總監 防衛部	陸上自衛隊	熊本県熊本市東町1-1-1
佐世保地方總監 防衛部	海上自衛隊	長崎県佐世保市平瀬町無番地
西部航空方面隊司令官 防衛部	航空自衛隊	福岡県春日市原町3-1-1

(2) 県の関係機関

名 称	担 当	所在地	電話番号
福岡県総務部消防防災安全課	生活安全室	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3111
福岡県豊前土木事務所	総務企画課	豊前市大字八屋2007-1	0979-82-3350
福岡県京築保健福祉環境事務所	総務企画課	行橋市中央1丁目2-1	0930-23-2244
福岡県行橋農林事務所	総務課	行橋市中央1丁目2-1	0930-23-0380
福岡県豊前警察署	警備課	福岡県豊前市大字荒堀535-1	0979-82-0110

(3) 関係指定公共機関

所管省庁	名 称	担当部署	所在地
国土交通省	独立行政法人 海上技術安全研究所	企画部企画課	東京都三鷹市新川6-38-1
海上保安庁	独立行政法人 海上災害防止センター	総務部総務課	横浜市西区みなとみらい3-3-1 三菱重工横浜ビル
国土交通省	独立行政法人 建築研究所	企画部 企画調査課	茨城県つくば市立原1番地
経済産業省	独立行政法人 原子力安全基盤機構	防災支援部 計画グループ	東京都港区虎ノ門3丁目17-1
国土交通省	独立行政法人 港湾空港技術研究所	企画管理部 企画課	神奈川県横須賀市長瀬3-1-1
厚生労働省	独立行政法人 国立病院機構	本部総務部 総務課	目黒区東が丘2-5-21
経済産業省	独立行政法人 産業技術総合研究所	企画本部	千代田区霞が関1-3-1
経済産業省	独立行政法人 情報処理推進機構	セキュリティ センター	東京都文京区本駒込2-28-8

所管省庁	名称	担当部署	所在地
総務省	独立行政法人 情報通信研究機構	総合企画部 企画戦略室	小金井市貫井北町4-2-1
農林水産省	独立行政法人 森林総合研究所	総務部総務課	茨城県つくば市松の里1
農林水産省	独立行政法人 水産総合研究センター	総務部庶務課	神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-3 クイーンズタワーB 15F
国土交通省	独立行政法人 土木研究所	企画部 研究企画課	茨城県つくば市南原1-6
文部科学省	独立行政法人 日本原子力研究開発機構	研究開発局 原子力研究開発課	千代田区丸の内2-5-1
国土交通省	独立行政法人 日本高速道 路保有・債務返済機構	総務部管理課	東京都港区西新橋二丁目8番6号
農林水産省	独立行政法人 農業・食品 産業技術総合研究機構	総合企画調整部 企画調整室	茨城県つくば市観音台3-1-1
文部科学省	独立行政法人 放射線医学総合研究所	研究振興局 研究振興戦略官付	千代田区丸の内2-5-1
国土交通省	独立行政法人 水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心11 -2
金融庁	日本銀行	決済機構局 業務継続計画担当	中央区日本橋本石町2-1-1
厚生労働省	日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	東京都港区芝大門1-1-3
総務省	日本放送協会	報道局 気象・災害センター	東京都渋谷区神南2-2-1
総務省	日本郵政公社	本社CSR室	千代田区霞が関1-3-2
国土交通省	西日本高速道路株式会社	管理事業本部管理 事業統括チーム	大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ
国土交通省	九州旅客鉄道株式会社	総務部総務課	福岡市博多区博多駅前3丁目25番 21号
国土交通省	日本貨物鉄道株式会社	総務部 総務グループ	東京都千代田区飯田橋3丁目13番1 号
総務省	日本電信電話株式会社	第二部門 災害対策室	東京都千代田区大手町2-3-1 通信ビル7F
総務省	西日本電信電話株式会社	基盤サービス部 災害対策室	大阪府大阪市中央区馬場町3-15
経済産業省	九州電力株式会社	総務部 管理グループ	福岡県福岡市中央区渡辺通2-1 -82
経済産業省	西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡県福岡市千代1-17-1
国土交通省	オーシャン東九フェリー 株式会社	取締役	東京都中央区築地2-11-9
国土交通省	株式会社名門大洋フェリー	専務取締役 企画管理部長	大阪市西区江戸堀1-9-6
国土交通省	阪九フェリー株式会社	常務取締役	福岡県北九州市門司区新門司北1 -1

所管省庁	名称	担当部署	所在地
国土交通省	ジェイアール九州バス株式会社	営業企画部	福岡市博多区堅粕2-22-2
国土交通省	佐川急便株式会社	労務運行管理部	京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
国土交通省	西濃運輸株式会社	営業企画管理室	岐阜県大垣市田口町1番地
国土交通省	日本通運株式会社	作業管理部広域自動車輸送専任	東京都港区東新橋1丁目9番4号
国土交通省	福山通運株式会社	社長室CSR推進室	東京都江東区越中島3-6-15
国土交通省	ヤマト運輸株式会社	社会貢献部	東京都中央区銀座2丁目16番10号
国土交通省	エアーニッポン株式会社 (第1連絡先)	ANA 福岡支店 総務課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル
	エアーニッポン株式会社 (第2連絡先)	ANK 福岡空港支店 業務課	福岡県福岡市博多区上臼井柳井348 福岡空港第1ターミナルビル内
国土交通省	エアーネクスト株式会社 (第1連絡先)	ANA 福岡支店 総務課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル
	エアーネクスト株式会社 (第2連絡先)	NXA 業務部業務課	福岡県福岡市博多区下臼井767-1 福岡空港第2ターミナルビル内
国土交通省	株式会社スターフライヤー	経営企画部 事業企画グループ	福岡県北九州市小倉北区米町二丁目2番1号 新小倉ビル
国土交通省	株式会社ジャルエクスプレス	本社企画財務部	大阪府池田市空港2-2-5
国土交通省	株式会社 日本航空 インターナショナル	(株)日本航空 経営企画室	東京都品川区東品川2-4-11
国土交通省	株式会社 日本航空 ジャパン	(株)日本航空 経営企画室	東京都品川区東品川2-4-11
国土交通省	スカイマークエアラインズ 株式会社	経営企画室	東京都港区浜松町1-30-5 浜松町スクエア12階
国土交通省	全日本空輸株式会社 (第1連絡先)	ANA 福岡支店 総務課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル
	全日本空輸株式会社 (第2連絡先)	ANA 福岡空港支店 総務課	福岡県福岡市博多区下臼井767-1 福岡空港内
国土交通省	日本トランスオーシャン航空 株式会社	本社企画部	沖縄県那覇市山下町3-24

所管省庁	名称	担当部署	所在地
国土交通省	西日本旅客鉄道株式会社	総務部 リスク管理室	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号
国土交通省	西日本鉄道株式会社	鉄道事業本部 営業部安全対策課	福岡県福岡市中央区天神1丁目11番17号 福岡ビル6F
国土交通省	井本商運株式会社	営業部	兵庫県神戸市中央区京町70
国土交通省	川崎近海汽船株式会社	総務部	東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞ヶ関ビル
総務省	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ネットワーク事業部 統合ネットワーク部 (危機管理)	東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル2階201
総務省	KDDI株式会社	運用本部運用 管理部統括グループ	東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル
総務省	ソフトバンクテレコム株式会社	総務部	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング
総務省	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	災害対策室	東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー35F
総務省	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	災害対策室	福岡県福岡市中央区舞鶴2-3-1 ドコモ九州舞鶴ビル
総務省	ソフトバンクモバイル株式会社	コーポレート セキュリティ室	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング

(4) 指定地方公共機関

法人名	所在地	所属名(課・係等)
大牟田瓦斯株式会社	大牟田市泉町4-5	工務部
西日本ガス株式会社	柳川市新外町89-2	企画部
筑紫ガス株式会社	筑紫野市紫2-12-10	総務グループ
直方ガス株式会社	直方市新町2-5-22	工務部
飯塚ガス株式会社	飯塚市横田677-2	総務部
中間ガス株式会社	中間市池田1-4-1	供給部
高松ガス株式会社	遠賀郡水巻町頃末北4-6-1	ガス課総務主任
社団法人福岡県LPガス協会	福岡市博多区山王1-10-15	事務局

法人名	所在地	所属名(課・係等)
平成筑豊鉄道株式会社	田川郡福智町金田1145-2	総務課
筑豊電気鉄道株式会社	中間市鍋山町1-6	電車課
甘木鉄道株式会社	朝倉市甘木1320	運輸部
北九州高速鉄道株式会社	北九州市小倉南区企救丘2-13-1	総務グループ
西鉄バス二日市株式会社	大野城市大字牛頭2473番12号	二日市本社
西鉄バス宗像株式会社	宗像市陵厳寺4丁目7番1号	赤間本社
西鉄バス両筑株式会社	朝倉市菩提寺540-1	
西鉄バス久留米株式会社	久留米市御井町2291-1	
西鉄バス大牟田株式会社	大牟田市白金町63	
西鉄バス筑豊株式会社	飯塚市片島2-19-1	運行部
西鉄高速バス株式会社	福岡市那の津4丁目3番22号	業務課
西鉄バス北九州株式会社	北九州市小倉北区砂津1-1-2	総務課
九州急行バス株式会社	福岡市博多区博多駅南4-7-2	総務課
堀川バス株式会社	八女市本町1番地	統括部
株式会社甘木観光バス	朝倉市大字甘木1396番地2	営業部長
西鉄観光バス株式会社	福岡市中央区地行二丁目3番10号	総務部
西鉄北九州観光株式会社	北九州市小倉北区青葉1-2-32	総務部
九州観光バス株式会社	福岡市博多区石城町10-18	総務課
柳城観光株式会社	柳川市下宮永町1092	
九州郵船株式会社	福岡市博多区神屋町1番27号	海務課
壱岐・対馬フェリー株式会社	福岡市中央区那の津3-46-7	代表取締役
九州西武運輸株式会社	福岡市博多区東那珂3-7-58	総務課
久留米運送株式会社	久留米市東櫛原町353	総務部
株式会社博運社	糟屋郡志免町別府621	総務部
株式会社ランテック	福岡市博多区古門戸町4-26	総務部

法人名	所在地	所属名(課・係等)
九州産業運輸株式会社	北九州市門司区浜町10-16	営業本部
丸善海陸運輸株式会社	久留米市善導寺町飯田415-1	総務部
三友通商株式会社	筑紫野市上古賀2-1	総務課
社団法人福岡県トラック協会	福岡市博多区博多駅東1-18-8	業務課
社団法人福岡県医師会	福岡市博多区博多駅南2-9-30	総務課
社団法人福岡県歯科医師会	福岡市中央区大名1-12-43	事務局
社団法人福岡県薬剤師会	福岡市博多区住吉2-20-15	
福岡県道路公社	福岡市博多区吉塚本町13-50	総務課総務係
福岡北九州高速道路公社	福岡市東区東浜2-7-53	総務係
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社	福岡市早良区百道浜2-3-8	報道部
九州朝日放送株式会社	福岡市中央区長浜1-1-1	総務局
株式会社テレビ西日本	福岡市早良区百道浜2-3-2	報道部長
株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送	福岡市博多区住吉2-3-1	報道スポーツ局
株式会社福岡放送	福岡市中央区清川2-22-8	報道制作局報道部
株式会社エフエム福岡	福岡市中央区渡辺通2-1-82電気ビル別館6F	放送本部
株式会社九州国際エフエム	福岡市中央区天神2-5-35	総務部
株式会社エフエム九州	北九州市小倉北区古船場町9-11	編成事業部

(5) 関係報道機関

名称	住所	電話
毎日新聞 豊前通信部	福岡県豊前市大字八屋2024-1-303	0979-82-2734
朝日新聞 豊前駐在	福岡県豊前市大字八屋1756-1-201	0979-82-2735
読売新聞 豊前通信部	福岡県豊前市大字沓川875-1	0979-82-4747
西日本新聞 豊前支局	福岡県豊前市大字今市127-1	0979-82-2014
NHK 行橋報道室	福岡県行橋市宮市町5-24	0930-23-1477

(6) 近隣市町村及び消防本部

○近隣市町村

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号	緊急時NTT 電話番号	NTTFAX
行橋市	総務課 総務係	78-213-70	1-78-213-75	0930-25-1111 (1431)	(NTT電話番号と同様)	0930-25-0299
豊前市	総務課 交通防災係	78-214-70	1-78-214-75	0979-82-1111 (1334)	0979-82-1111	0979-83-2560
苅田町	総務課 くらし安全係	78-621-70	1-78-621-75	093-434-1112 (319)	093-434-5852	093-436-3014
みやこ町	総務課 総務係	78-623-70	1-78-623-75	0930-32-2511	0930-32-2511	0930-32-4563
上毛町	総務課 総務係	78-644-70	1-78-644-75	0979-72-3111	(NTT電話番号と同様)	0979-72-4664
築上町	総務課 行政係	78-641-70	1-78-641-75	0930-56-0300 (333)		0930-56-1405
吉富町	総務課 庶務秘書係	78-642-70	1-78-642-75	0979-24-1122 (133)	(NTT電話番号と同様)	0979-24-3219

○消防本部

消防本部(局)名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
行橋市消防本部	警防課	行橋市中央1-9-9	0930-25-2326	0930-26-3074
苅田町消防本部	警防課	苅田町京町2-4-4	093-434-0119	093-434-5236
京築広域圏消防 本部	警防課	豊前市荒堀525-1	0979-82-0119	0979-83-2630

(7) 町内関係機関

○自治会(平成18年4月現在)

自治会名	戸数	自治会名	戸数	自治会名	戸数
幸子上	146	今吉下	130	昭和	120
幸子古	146	土屋	163	小犬丸上	131
幸子団地	50	直江	232	小犬丸下	141
別府	173	界木	129	喜連島上	148
楡生	63	和井田	210	喜連島下	151
鈴熊	78	広津上	168	高浜	123
今吉上	141	広津下	71		

○その他施設、関係機関

名称	所在地	電話
JR吉富駅	吉富町大字広津351番地2	0979-23-6615
吉富フォーユー会館	吉富町大字広津413番地1	0979-23-5006
吉富あいあいセンター	吉富町大字広津342番地	0979-23-9900
吉富町老人福祉センター	吉富町大字広津641番地1	0979-24-1755
吉富町教育委員会	吉富町大字広津413番地1	0979-22-1944
吉富町社会福祉協議会	吉富町大字広津641番地1	0979-23-5400
吉富町外一市中学校組合立 吉富中学校	吉富町大字直江612番地	0979-22-0813
吉富町立吉富小学校	吉富町大字広津665番地	0979-23-2179
吉富町立吉富幼稚園	吉富町大字広津640番地1	0979-23-2178
吉富町立吉富保育園	吉富町大字今吉21番地1	0979-22-6588
豊前警察署広津駐在所	吉富町大字広津456番地2	0979-23-0789
豊前警察署吉富駐在所	吉富町大字広津304番地1	0979-22-2049

2 関係医療機関

(基幹災害医療センター・地域災害医療センター)

(平成17年4月1日現在)

区 分	二 次 医療圏名	医療機関名	病床 数	所 在 地	電話 番号	ヘリポートの状況		
						敷地 内外	区分	病院から の距離
基幹災害 医療センター		国立病院機構 九州医療センター	700	福岡市中央区地 行浜1-8-1	092-852 -0700	屋 上	緊急時	
地域災害 医療センター	北九州	北九州市立 八幡病院	439	北九州市八幡東 区西本町4-18-1	093-662 -6565	敷地外	緊急時	1.3km
地域災害 医療センター	北九州	北九州市立 医療センター	687	北九州市小倉北 区馬借2-1-1	093-541 -1831	敷地外	緊急時	1.5km
地域災害 医療センター	北九州	健和会大手 町病院	642	北九州市小倉北 区大手町15-1	093-592 -5511	敷地外	緊急時	2.0km
地域災害 医療センター	北九州 京築	北九州総合 病院	360	北九州市小倉南 区湯川5-10-10	093-921 -0560	敷地外	公共用	4.5km
地域災害 医療センター	北九州 宗像	産業医科大 学病院	618	北九州市八幡西 区医生ヶ丘1-1	093-603 -1611	敷地内	緊急時	

(二種感染症指定医療機関)

医 療 機 関 名	住 所	電 話
福岡市立こども病院感染症センター	福岡市中央区唐人町2-5-1	092-713-3111
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借2-1-1	093-541-1831
田川市立病院	田川市大字糺1700-2	0947-44-2100
聖マリア病院	久留米市津福本町422	0942-35-3322
筑後市立病院	筑後市大字和泉917-1	0942-53-7511

(町内医療機関)

医 療 機 関 名	住 所	電 話
さやの小児科	吉富町大字広津587番地1	0979-24-4152
唐原内科クリニック	吉富町大字広津291番地1	0979-22-0782
中山内科医院	吉富町大字今吉1番地1	0979-23-5623
東病院	吉富町大字広津593番地1	0979-22-2219
よしとみ整形外科リウマチ科クリニック	吉富町大字幸子471番地6	0979-25-2225

3 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第二条及び第三条
--	----------

附 則 （平成18年3月31日総務省令第50号）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）の項を次のように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第三条、第四条及び第五条
---	--------------

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第9 4条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第9 5条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安 否 情 報 収 集 様 式 （ 死 亡 住 民 ）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所			続 柄

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時: 年 月 日 時 分

市町村名: _____ 担当者名: _____

[illegible]

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望者又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号 (第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住所(居所) 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
4 ※印の欄には記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出 生 の 年 月 日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	そ の 他 個 人 を 識 別 す る た め の 情 報	
	現 在 の 居 所	
	負 傷 又 は 疾 病 の 状 況	
	連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

4 火災・災害等即報要領

					昭和59年10月15日 消防災第267号消防庁長官
改正	平成	6年	12月	消防災第279号	
	平成	7年	4月	消防災第83号	
	平成	8年	4月	消防災第59号	
	平成	9年	3月	消防情第51号	
	平成	12年	11月	消防災第98号	}
				消防情第125号	
	平成	15年	3月	消防災第78号	
				消防情第56号	
	平成	16年	9月	消防震第66号	

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

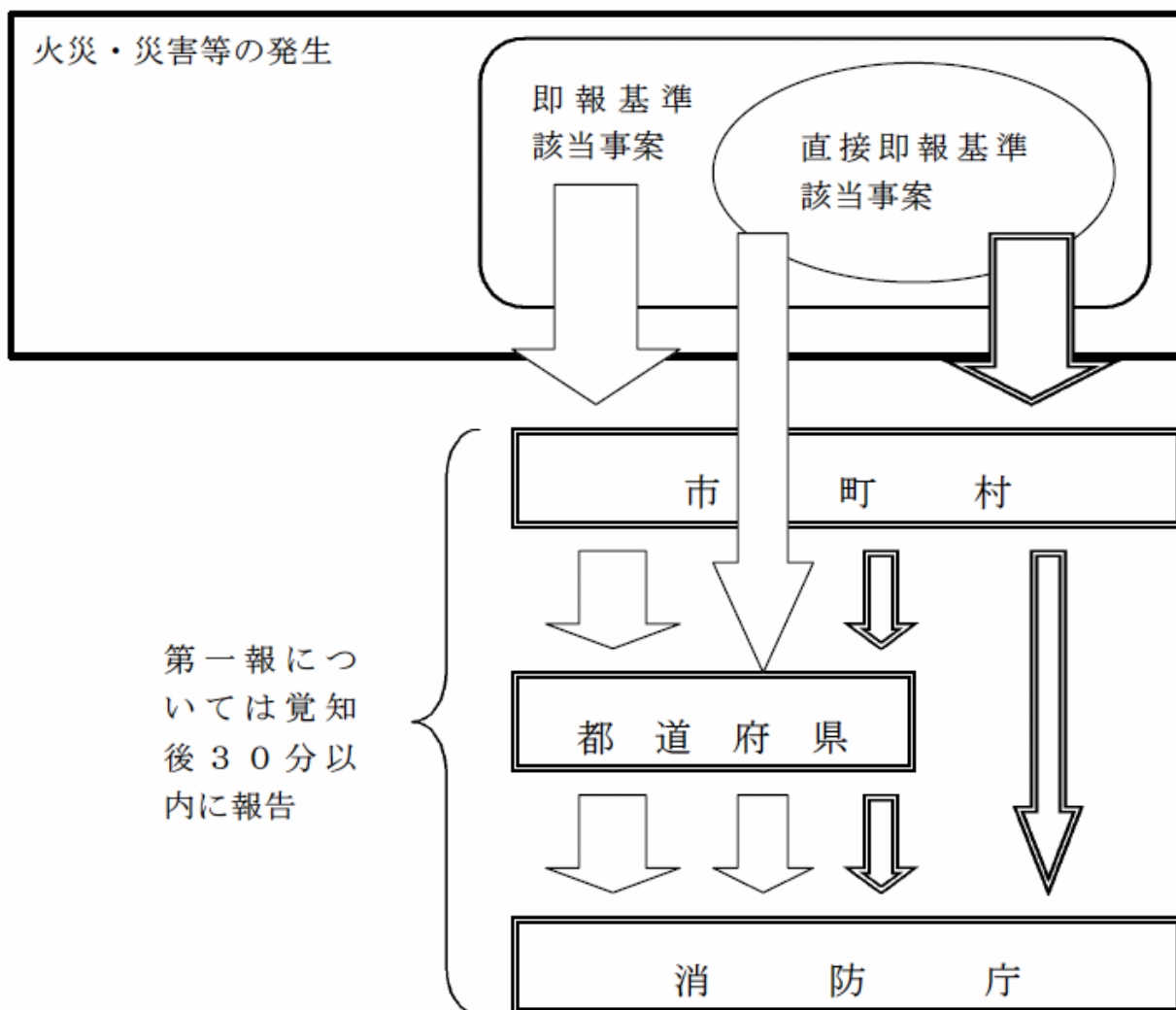
(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長

官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によりできない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2即報基準」及び「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11 年法律第156 号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
(例示)
 - ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16 年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15 年法律第79 号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 一般基準
 - 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度 4 以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの

2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第 3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第 2 の 1 の (2) のアのウ) に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第 2 の 1 の (2) のイ1)、2) に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第 2 の 1 の (2) のウ1)、2) に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第 2 の 1 の (2) のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第 2 の 3 の 1)、2) に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50 年法律第84 号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23 年法律第186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

消防本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

＜災害即報＞

4 第4号様式

1) 第4号様式－その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

第 1 号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分)	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者（性別・年齢） 人		死者の生じた 理 由			
	負傷者 重 症 人 中等症 人 軽 症 人					
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼損 棟数	全半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り災世帯数				気 象 状 況		
消防活動状況	消防本部（署） 消 防 団 そ の 他		台 人	人 人		
救急・救助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足り

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市、町、村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時 鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 月 日 時 分	
消防覚知方法		気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()			
施設の概要		危険物施設 の 区 分		
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)
			重 症	人 (人)
			中等症	人 (人)
			軽 症	人 (人)
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材
		事 業 所	自衛防災組織	人
			共同防災組織	人
			そ の 他	人
			消防本部 (署)	台 人
			消 防 団	台 人
			海 上 保 安 庁	人
			自 衛 隊	人
			そ の 他	人
災害対策本部等 の設置状況				
警戒区域の設定 使用停止命令	月 月 日 日 時 時 分 分			
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事故等の概要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名

（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況		(都道府県)			(市町村)				

（注）第一報については、原則として、発知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都 道 府 県						区 分			被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号			災 害 名 第 報 (月 日 時現在)			そ	田	流 失 ・ 埋 没	ha		
								冠 水	ha		
報 告 者 名						の	畑	流 失 ・ 埋 没	ha		
								冠 水	ha		
区 分			被 害			文 教 施 設	箇 所				
人 的 被 害			死 者 人			病 院	箇 所				
負 傷 者			重 傷 人			道 路	箇 所				
軽 傷 人			橋 り よ う			箇 所					
住 家 被 害			全 壊 棟			河 川	箇 所				
半 壊 棟			世 帯 人			港 湾	箇 所				
一 部 破 損 棟			世 帯 人			砂 防	箇 所				
床 上 浸 水 棟			世 帯 人			清 掃 施 設	箇 所				
床 下 浸 水 棟			世 帯 人			崖 く ず れ	箇 所				
非 住 家			公 共 建 物 棟			鉄 道 不 通	箇 所				
そ の 他 棟						被 害 船 舶 隻					
水 害			床 上 浸 水 棟			水 道 戸					
電 話 回 線			電 気 戸			電 気 戸					
ガ ス 戸			ガ ス 戸			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所				
火 災 発 生			建 物 件			り 災 世 帯 数	世 帯				
危 険 物 件			り 災 者 数			人					
そ の 他 件						火 災 発 生					

区		分	被	害	災害 対策 状況 本状 部況	都 道 府 県 市 町 村			
公 立 文 教 施 設		千円							
農 林 水 産 業 施 設		千円							
公 共 土 木 施 設		千円							
そ の 他 の 公 共 施 設		千円							
小 計		千円							
公共施設被害市町村数		団体							
そ の 他	農 業 被 害	千円			災 害 適 用 市 救 助 法	計			
	林 業 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
そ の 他		千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額		千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 <									

5 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成十六年九月十七日)
(厚生労働省告示第三百四十三号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成十六年九月十七日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与は、次の。各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（1）一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百三十八万五千元以内とすること。

（2）長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、

居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第七条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなく、なった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百三十八万五千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続

している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

（１）診療

（２）薬剤又は治療材料の支給

（３）処置、手術その他の治療及び施術

（４）病院又は診療所への収容

（５）看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

（１）分べんの介助

（２）分べん前及び分べん後の処置

（３）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つば及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人十九万三千円以内、小人十五万四千四百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十一万円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書
ロ 文房具
ハ 通学用品

- 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 四千百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 四千四百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 四千八百円

- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、

武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（２）死体の一時保存

（３）検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。

（２）死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること

（３）救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万七千円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の搜索及び救出

ニ 死体の搜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

6 避難実施要領のパターンの例示

（【避難実施要領のパターン作成にあたって（避難マニュアル）】より抜粋）

・弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（一例）

〇〇市（町村）長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

（※）弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」（p 108 参照）が存在する。）。

（※）津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市（町村）の区域が着弾予測地域に含まれる場合には、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

（※）防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

（※）現在調査を行っている全国瞬時警報システム（J-alert）が配備された場合には、国において、各市（町村）の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

（※）このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市（町村）、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

（※）着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

（※）例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアーではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

・化学剤を用いた攻撃の場合

避難実施要領（一例）

〇〇市（町村）長
〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇市〇〇1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（〇〇1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

〇〇市（町村）は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

（※）化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

（2）市（町村）における体制、職員派遣

ア 市（町村）対策本部の設置

指定を受けて、市（町村）長を長とする市（町村）対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

（※）NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

（３）避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

（※）防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

（４）避難所の開設等

ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

イ 市（町村）は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

（※）避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

（５）誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

（６）住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※)NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市(町村)の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市(町村)対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：〇〇市役所

イ 現地調整所設置場所：〇〇